下田市緑の基本計画

令和6年11月

下田市建設課都市住宅係

目 次

第1章	計画の基本的事項	1
1 - 1	緑の基本計画とは	2
1 - 2	計画策定の背景と目的	3
1 - 3	「緑」の定義	4
1 - 4	緑の機能の整理	5
1 - 5	「都市公園」とは	6
1 - 6	計画の位置付けと計画期間	g
第2章	緑の概況と課題	11
2 - 1	機能別の緑の現況と課題:環境保全機能	12
2 - 2	機能別の緑の現況と課題:レクリエーション機能機能	14
2 - 3	機能別の緑の現況と課題:防災機能	18
2 - 4	機能別の緑の現況と課題:景観形成機能	24
第3章	計画の理念と目標	27
3 - 1	基本理念	28
3 - 2	緑の将来像	29
3 - 3	基本方針	30
3 - 4	計画のフレーム	32
3 - 5	緑の確保目標	33
3 - 6	都市公園の整備の方針	36
3 - 7	緑の配置の方針	37
第4章	緑地の保全及び緑化の推進のための施策	51
4 - 1	子育てを支援する緑を創るに関する施策	53
4 - 2	大切な命を守るための緑を創るに関する施策	54
4 - 3	下田の誇りである美しい緑を守るに関する施策	56
4 - 4	海との関係を取り戻し発展させるための緑を創るに関する施策	58
4 - 5	下田の歴史を今に伝える緑を創り守るに関する施策	60
4 - 6	下田を楽しめる緑を創るに関する施策	62
4 - 7	都市公園の管理の方針	64

第5章	緑化重点地区	67
5 - 1	緑化重点地区とは	69
5 - 2	緑化重点地区の対象	70
5 - 3	緑化重点地区の候補地	71
第6章	地域別計画	73
6 - 1	地域別設定	75
6 - 2	「緑の保全・整備テーマ」の設定	76
第7章	施策のまとめ	91

第1章 計画の基本的事項

1-1 緑の基本計画とは

「緑の基本計画」とは、都市における緑地の保全や緑化の推進を計画的に実施するため、都市緑地法第4条に基づき、下田市(以下、「本市」とします)の目指すべき緑の将来像や目標、それを実現するための施策等を定める、緑に関する総合的な計画です。

「緑の基本計画」のポイント

- 都市緑地法に規定された基本計画として定めるものです。
- 市民に最も身近な地方公共団体である、市町村が策定する計画です。
- 山林・農地などの既存緑地の保全、都市公園などの整備、公共施設や民有地の緑化、緑化意識の普及 啓発など、緑全般に関する幅広い内容が含まれます。
- 計画の策定にあたって、市民の意見を反映させることと、計画内容の公表が義務付けられています。



1-2 計画策定の背景と目的

本市は、総面積の約8割を森林が占め、海岸沿いは富士箱根伊豆国立公園に指定された緑と水の豊かな場所で、都市公園においても、大型の公園の整備により、現況の公園整備量は1人当たり 21.2 ㎡と高く、県下有数の公園都市となっています。

しかし、大型の公園である下田公園と敷根公園を除いた、市民が日々の生活の中で身近に利用する公園の現況の整備量は、1人当たり 2.2 ㎡であり、国の目標である 4.0 ㎡/人を満たしていません。

また、都市公園の整備が下田・本郷地域に集中しており、公園が整備されている地域の偏りが大きいことから、市民の充足感が低い状況にあります。

このような中、市民の身近な公園へのレクリエーション需要の高まりや、災害に対する防災対策への対応が求められていると共に、伊豆縦貫自動車道等の大きな都市構造の転換に併せた周辺整備などの必要性に迫られていることから、地域のまちづくりを支援する新規の公園や緑地などの整備を検討し、本市全体での公園をはじめとする緑に関する計画の見直しを行うことを目的に、緑の基本計画の策定を行います。

特に、本市の喫緊の課題である、人口減少に対する抑制効果が期待できる身近な公園の整備と、災害発生時に様々な機能を発揮する公園の整備については、明確な位置付けを行います。



1-3 「緑」の定義

本計画における「緑」は、街路樹や花壇の草花など植物の「緑」をはじめ、樹林地や農地、公園、緑道など植物に覆われた土地の「緑」、海や河川など自然と一体となった水辺の「緑」、学校や庁舎の植栽地など公共施設の「緑」、住宅の生垣や庭、社寺の境内、企業の屋上緑化、工場事業所の植栽地など民間施設の「緑」といったあらゆる自然環境のことをいいます。

「緑」に定義されるもの

- 水面・水辺(海・河川・湖沼・水路・ため池・湿地・調整池など)
- 農地 (田・畑・樹園地・市民農園など)
- 樹林地(雑木林・社寺林・屋敷林など)
- 草地、公園、広場、児童遊園地、運動場、緑道など
- 緑化された道路(街路樹・植栽地など)
- 公共施設の植栽(学校・グラウンド・庁舎など)
- 民間施設の植栽(住宅の生垣・花壇・庭、社寺境内、研究所・大学、商業施設などの広場・屋上緑化、 工場事業所の植栽地など)



「緑」のイメージ

1-4 緑の機能の整理

都市における緑は、環境保全や、レクリエーション、景観形成、防災など、様々な機能を有しています。 本市において、緑に期待する機能は以下の通りです。

緑の5つの機能

● 都市環境・自然環境の改善

樹木などの緑は、光合成により二酸化炭素を吸収し酸素を放出して大気を浄化し、地球温暖化を抑制してくれます。また、騒音等の緩和効果もあり、環境の保全に重要な機能を有しています。

● 生物多様性への寄与

樹林地や公園、道路の街路樹、緑道、水辺などの緑は、様々な生物の生息地であり、それらの緑が繋がっていることで生物の移動経路となり、都市における生物多様性の維持に大きく貢献しています。

● 健康づくり・レクリエーションの場の提供

公園や緑地などの緑は、子供たちの遊び場としてだけでなく、自然や歴史的文化とのふれあいの場、 多様な世代の交流の場、散策の場、憩いの場、また、余暇活動やスポーツ、健康づくりのための活動 の場としての機能を有しています。

● 美しい景観の形成

公園や道路の街路樹などの緑は、良好な都市景観を創出し、都市に潤いと安らぎを与えています。 樹林地や農地などの緑は、個性ある地域景観を構成し、地域のアイデンティティを創出しています。 また、山や川などの緑は、四季折々の美しい風景を構成し、地域の魅力を創出しています。

● 安全な生活環境の向上

公園や緑地などのオープンスペース、街路樹などの緑は、火災の延焼防止効果があります。地震や水害などの大規模災害時には、避難場所や救援活動の拠点として活用され、人々の命を守る重要な防災空間として機能します。

また、森林や湿地、農地などの緑は、土砂災害の防止、洪水の緩和などの防災機能を有しています。



1-5 「都市公園」とは

一般に公園と呼ばれているものは、都市公園に代表される「営造物公園」と、国立公園等の自然公園に 代表される「地域性公園」に大別されます。

公園の種類

公園	営造物公園	日の労失権の国	国民公園
		国の営造物公園	国営公園
			都市公園
		地方公共団体の営造物公園	その他の公園
	地域性公園	国立公園、国定公園、都道府県立自然公園	



この都市公園は、歩いて利用できる範囲の居住者を対象にした身近な公園である「住区基幹公園」と、 都市全域の住民が利用することを想定した「都市基幹公園」に大別されます。

都市公園の種類

種類	種別	内容
	街区公園	主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で1箇所当たり 面積 0.25ha を標準として配置する。
住区基幹公園	近隣公園	主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園で1箇所当たり面積2ha を標準として配置する。
	地区公園	主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で1箇所当たり面積4ha を標準として配置する。都市計画区域外の一定の町村における特定地区公園(カントリーパーク)は、面積4ha 以上を標準とする。
都市基幹公園	総合公園	都市住民全般の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ1箇所当たり面積10〜50haを標準として配置する。
40川本計公園	運動公園	都市住民全般の主として運動の用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ 1箇所当たり面積 15~75ha を標準として配置する。
	広域公園	主として一の市町村の区域を超える広域のレクリエーション需要を充足することを目的とする公園で、地方生活圏等広域的なブロック単位ごとに 1 箇所当たり面積50ha 以上を標準として配置する。
大規模公園	レクリエー ション都市	大都市その他の都市圏域から発生する多様かつ選択性に富んだ広域レクリエーション需要を充足することを目的とし、総合的な都市計画に基づき、自然環境の良好な地域を主体に、大規模な公園を核として各種のレクリエーション施設が配置される一団の地域であり、大都市圏その他の都市圏域から容易に到達可能な場所に、全体規模1000haを標準として配置する。
国営公	園	主として一の都府県の区域を超えるような広域的な利用に供することを目的として国が設置する大規模な公園にあっては、1箇所当たり面積おおむね 300ha 以上を標準として配置する。国家的な記念事業等として設置するものにあっては、その設置目的にふさわしい内容を有するように配置する。
	特殊公園	風致公園、動植物公園、歴史公園、墓園等特殊な公園で、その目的に則し配置する。
	緩衝緑地	大気汚染、騒音、振動、悪臭等の公害防止、緩和若しくはコンビナート地帯等の災害の防止を図ることを目的とする緑地で、公害、災害発生源地域と住居地域、商業地域等とを分離遮断することが必要な位置について公害、災害の状況に応じ配置する。
緩衝緑地等	都市緑地	主として都市の自然的環境の保全並びに改善、都市の景観の向上を図るために設けられている緑地であり、 1 箇所あたり面積 0.1ha 以上を標準として配置する。但し、既成市街地等において良好な樹林地等がある場合あるいは植樹により都市に緑を増加又は回復させ都市環境の改善を図るために緑地を設ける場合にあってはその規模を 0.05ha 以上とする。(都市計画決定を行わずに借地により整備し都市公園として配置するものを含む)
	緑道	災害時における避難路の確保、都市生活の安全性及び快適性の確保等を図ることを目的として、近隣住区*又は近隣住区*相互を連絡するように設けられる植樹帯及び歩行者路又は自転車路を主体とする緑地で幅員10〜20mを標準として、公園、学校、ショッピングセンター、駅前広場等を相互に結ぶよう配置する。

※近隣住区:幹線街路等に囲まれたおおむね1km四方(面積100ha)の居住単位



また、この都市公園に、災害発生時に防災拠点や避難地、避難路等としての役割を持たせたものを「防災公園」と言い、規模や役割によって様々な種類があります。

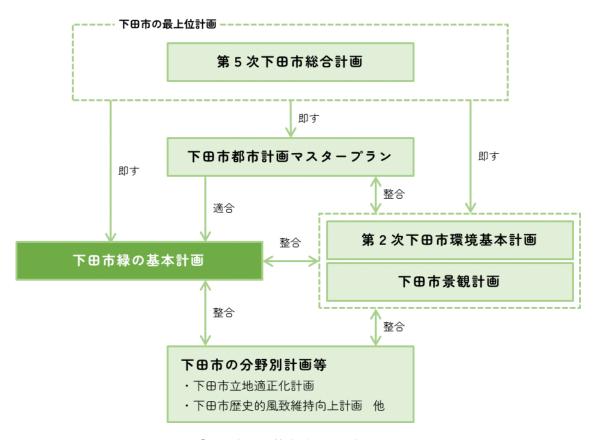
防災公園の種類

種類	役割	公園種別
広域防災拠点の機能を有する都市公園	主として広域的な復旧・復興活動の 拠点	広域公園等
地域防災拠点の機能を有する都市公園	救援救護活動の前線基地、復旧資機 材や生活物資の中継基地	都市基幹公園等
広域避難地の機能を有する都市公園	大震火災等の災害が発生した場合に おいて広域的な避難の用に供するもの	都市基幹公園、 広域公園等
一次避難地の機能を有する都市公園	大震火災等の災害が発生した場合に おいて一時的な避難の用に供するもの	近隣公園、 地区公園等
避難路の機能を有する都市公園	広域避難地またはこれに準ずる安全 な場所へ通ずる避難路	緑道等
石油コンビナート地帯等と 背後の一般市街地を遮断する緩衝緑地	主として災害を防止することを目的とする緩衝緑地	緩衝緑地
帰宅支援場所の機能を有する都市公園	主として都心部から郊外部への帰宅 者の支援場所	街区公園等
身近な防災活動拠点の機能を有する都市公園	主として身近な防災活動の拠点	街区公園等



1-6 計画の位置付けと計画期間

「下田市緑の基本計画」は、本市の最上位計画である「第5次下田市総合計画」及び本計画の上位計画となる「下田市都市計画マスタープラン」における基本理念に即するとともに、本計画に関連するその他の計画「第2次下田市環境基本計画」「下田市景観計画」などと整合した内容とします。



「下田市緑の基本計画」の位置付け

本計画の期間は、令和 6 (2024) 年度から概ね 20 年後の令和 27 (2045) 年度までとし、社会経済情勢の変化などにより必要に応じて計画の見直しを検討します。

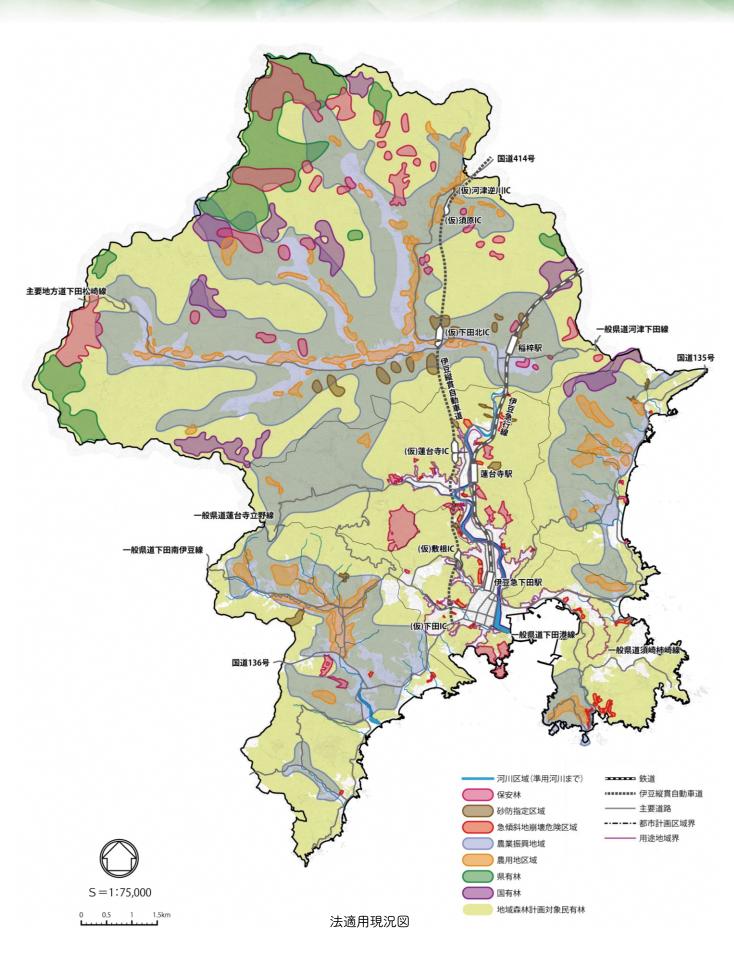


第2章 緑の概況と課題

2-1 機能別の緑の現況と課題:環境保全機能

- 本市の面積は、104.38 ㎢で、総面積の約8割を森林(山林・原野)が占めており、農地や宅地は河川沿いの平坦地や丘陵地に分布しています。
- 市域を流れる代表的な河川は稲生沢川で、本市加増野の婆娑羅山(標高 608m)に源を発し、支川と合流 しながら市域をほぼ真東に貫き、稲梓川と合流した後に進路をほぼ真南に変え、蓮台寺川等と合流して 下田港へ注いでいます。
- また、市内の海水浴場は、環境省が定める水質基準において最高ランクの水質を誇っています。
- このように本市は豊かな緑と美しい河川、そして海によって豊かな環境を有していますが、本市の環境の基本となる森林や里山の緑は、林業と農業の衰退により適正な管理が十分に行われず、これらの緑がもつ水源涵養や災害防止、土壌保全、快適環境形成、保健・レクリエーション機能が損なわれつつあります。





2-2 機能別の緑の現況と課題:レクリエーション*機能

- 本市は、土地区画整理事業により整備した伊豆急下田駅周辺地域に、街区公園や総合公園の敷根公園が整備され、また、江戸時代からの町割りが残る旧町や市街地の借景の緑を保全する目的の下田公園、寝姿山、下田富士などの緑地保全型の公園施策が展開されたことから、本市の公園緑地等の面積は約43.0haで、市民1人当たりの面積が約21.2 ㎡(人口は令和2年国勢調査)と高く、県下有数(静岡県全体:9.8 ㎡/人、静岡市:7.0 ㎡/人、浜松市:8.4 ㎡/人【令和3年度末】)の公園都市となっています。
- この市民 1 人当たりの面積が約 21.2 ㎡は、都市公園法運用指針(第 5 版 国土交通省)によれば、市町村の全区域における住民 1 人当たりの都市公園面積の標準である 20 ㎡以上を満たしていますが、社会資本整備審議会都市計画・歴史的風土分科会都市計画部会公園緑地小委員会報告(平成 19 年 6 月)においては、「連担した市街地において永続性のある『みどり』の割合(公的緑地率)を概ね 30%以上確保すること等を望ましい都市像として示す必要がある」とされており、豊かさと潤いを実感できる本市民の生活を実現するためには、さらに整備を推進する必要があります。
- また、下田公園などの総合公園を除いた都市公園の面積は約4.3haで、市民1人当たりの面積が約2.2㎡ (人口は令和2年国勢調査)となり、都市公園法運用指針(第5版 国土交通省)に記載の、市町村の市 街地における住民1人当たりの都市公園面積の標準である5㎡以上を満たしておらず、市民の身近な公 園が不足している状況にあります。
- 更には、総合公園である下田公園と敷根公園については、両公園とも規模は大きなものとなっているのに対して、下田公園は緑地保全型の公園であるため、公園内に市民が自由に使える平坦地が少ない状態で、敷根公園は運動公園的な施設整備が行われているため、こちらも市民が自由に使える平坦地が不足している状態です。
- 一方で、海との関係に目を向けると、下田港沿岸に低未利用地が位置し、市街地と海との関係が弱くなっている状況にあり、旧町の身近な公園の不足と併せて、観光客が休憩できる公園が臨海部に不足しています。
- このように本市の公園は、市民と観光客の両者にとって充足しているとは言えない状況にあります。
- ※「レクリエーション」とは、肉体的・精神的な緊張や疲労を癒し、元気を回復させるための休養や娯楽、気晴らし、 気分転換であり、必ずしも施設整備を伴うものではありません。



都市公園一覧表

種別	名称	所在地	面積	特徴
	小山田公園	西本郷二丁目8番	3,201 m²	遊具が多く設置され身近な子どもの遊び場 となっている公園
街区公園	中村中央公園	西中 20 番	4,352 m²	身近な子どもの遊び場となり、地域イベント の開催場所となる公園
	中村東公園	東中14番	1,966 m²	身近な子どもの遊び場となる公園
	立野公園	立野 364 番	3,001 m ²	小学校や幼稚園が周囲に立地する、身近な子 どもの遊び場となる公園
近隣公園	本郷公園	東本郷一丁目 22 番	24,400 m²	本郷地区の住民及び連坦する地区の住民が 散策・観賞できる公園
総合公園	下田公園	三丁目 1174 番	264,978 m [*]	春にはツツジ、初夏には紫陽花、冬には椿が満開となり、下田港が一望できる。開国記念碑や下岡蓮杖の碑などがあり、下田の歴史をしのびながら静かに散策を楽しめる公園
	敷根公園	敷根 757 番	118,616 m [*]	大規模自然被害から市民の生命・財産を守る ための広域避難地となり、市民の憩いの場や レクリエーション活動の拠点となる公園
	ペリー上陸記念公園	三丁目 707番 1	729 m ²	市街地沿岸部の緑地の確保及び都市景観の 向上を図り、歩行者ネットワークの結節点と なる公園
	汐見台公園	武ガ浜 870 番 30	3,573 m ²	植栽を中心に彫像、休憩施設等が配置された、市民や観光客の憩いの場としての機能を 持つ公園
都市緑地等※	弁天橋ボードウォーク	三丁目 645 番 2	419 m ²	港が感じられる、海と陸の結節点となる公園
4) III NA - C - T	大工町プレイス	三丁目 624番	97 m²	ペリーロードとの一体性と、地域の歴史の継 承を図った公園
	しだれ桃の里公園	蓮台寺 441 番 1	1,068 m²	寄贈を受けたシダレモモが植栽されていた 私有地に、木道を整備した公園
	天神公園	蓮台寺 351 番 1	365 m ²	地域の方々の日常利用や、吉田松陰寓寄処、 天神神社などを訪れるお客様の回遊に利用
	子育て地蔵広場	蓮台寺 370 番 6	338 m²	大神神社などを訪れるお各様の回避に利用される公園
合計(都市公	(園全体)		427,103 m ²	
合計(総合公	合計(総合公園以外)			

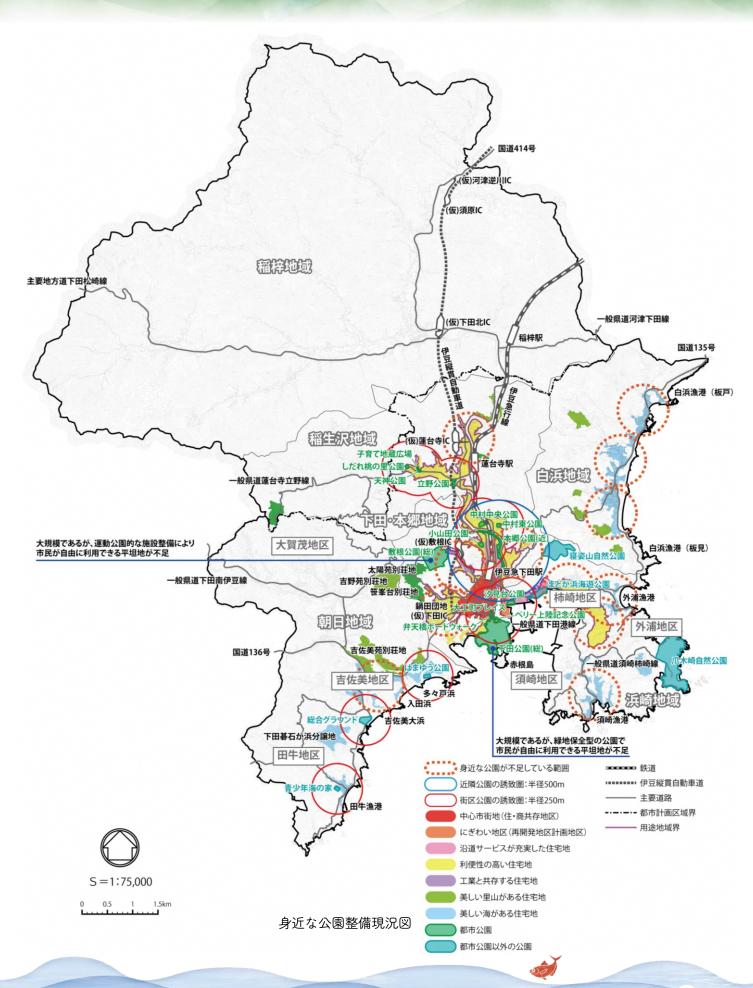
※都市緑地等:下田市公園条例で位置付けたもの



市民1人当たりの公園面積

区分	人口(令和2年国勢調査)	市民1人当りの公園面積	
都市公園全体	20.102	21.2 m ²	
身近な公園(総合公園以外)	20,183 人	2.2 m²	





2-3 機能別の緑の現況と課題:防災機能

- 静岡県第4次地震被害想定における津波浸水予想(南海トラフ巨大地震ケース8)では、海沿いの下田・本郷地域や白浜地域、朝日地域の吉佐美地区、田牛地区の市街地や住宅地が浸水することが予想されています。
- これらの津波による浸水が想定される区域は、市民が多く居住していることに加えて、旧町の観光地や 海辺のビーチが多くの観光客に利用されることから、本市では市内各所に指定緊急避難場所や指定避難 所の指定を行っています。また、これらに加えて広域避難地の指定を行い、災害対策を行っています。
- 下田市国土強靱化地域計画によると、「避難所圏域人口及び人口 250m メッシュの重ね合わせより、避難所圏域に居住する人口を算出すると、17,185 人となり、本市の総人口 23,204 人(平成 27 年国勢調査)のうち 74.1%が避難所圏域内に居住している一方で、残りの 25.9%は避難所圏域外に居住しており、円滑な避難に向けた取組強化が求められる。」とあり、観光客も対象に含めた、津波浸水想定区域外への避難施設の拡充が求められています。
- 一方で広域避難地については、下田市地域防災計画によると市内に8箇所が指定されており、昼間の避難人口の合計が20,546人となっているため、令和2年の国勢調査による本市の人口である20,183人を上回っている状況にあります。



広域避難地一覧表

名称	14. A. A. A. A.	避難人口(推定:人)		
	対象自治体	昼間	夜間	
下田中学校	旧下田	5,987	5,756	
敷根公園	本郷	1,914	1,840	
稲生沢小学校	稲生沢	2,114	2,033	
稲梓小学校	稲梓	1,100	1,200	
大賀茂小学校	大賀茂、吉佐美、田牛	4,371	4,201	
浜崎小学校	須崎	1,640	1,577	
旧下田東中学校	外浦	1,075	1,034	
白浜小学校	白浜	2,345	2,255	
合計		20,546	19,896	

[※]上表は、令和5年7月改訂の地域防災計画から引用

避難施設の種別と整備状況

種別	概要(内閣府・静岡県 HP より)	指定箇所数*1	人口カバー率
指定緊急避難場所	津波、洪水等による危険が切迫した状況において、住民等が緊急に避難する際の避難先として位置付けるものであり、住民等の生命の安全の確保を目的とするもの。	55 箇所	_
指定避難所	災害の危険性があり避難した住民等を災害 の危険性がなくなるまで必要な期間滞在させ、または災害により家に戻れなくなった住 民等を一時的に滞在させることを目的とし た施設であり、市町村が指定するもの。	38 箇所	74.1% ^{* 2}
広域避難地	延焼火災から避難者を保護し、かつ消防用水利、消防資機材置場、食糧備蓄施設などの防災上必要な施設を設けることで、地域の救護・復旧活動の拠点となるもの。	8 箇所	約 102%

※1:下田市地域防災計画より ※2:下田市国土強靭化地域計画より



- 指定緊急避難場所や指定避難所、広域避難地といった避難施設の他に、津波浸水被害が発生し市民の住居が失われた際には、応急仮設住宅の建設が必要になるため、本市では第4次地震被害想定に基づいて応急仮設住宅整備計画を策定しています。
- この計画では、公園や学校用地を利用した応急建設住宅と、ホテル等の宿泊施設を利用した応急借上げ 住宅によって応急仮設住宅を確保することとしており、応急建設住宅建設可能戸数は、駐車場なしの場 合 638 戸、駐車場ありの場合 484 戸となっています。
- これに対して、応急建設住宅必要戸数は、全壊からの入居のみの場合で 451 戸、半壊からの入居可の場合で 487 戸となっており、全壊からの入居のみの場合は必要戸数を満たし、半壊からの入居可の場合は必要戸数を満たさない状態になっています。
- また、応急仮設住宅整備計画においては、がれき等置き場の検討も行われていますが、市内に確保ができていない状態です。
- この一方で、伊豆縦貫自動車道の整備と5カ所のインターチェンジの設置による、緊急輸送路と新たな 防災拠点機能の創出が今後図られることから、これらを活かした防災機能の向上が期待される状況にあ ります。
- 特に(仮称)下田北インターチェンジが整備される箕作地区においては、松崎町へ至る県道下田松崎線が接続する交通の要衝となると共に、農用地区域が多く位置する本市の農業の中心ともいえる場所にあることから、防災機能の向上と農業振興に資する拠点となることが期待されます。
- 以上のような本市の避難施設の指定や応急仮設住宅用地の確保状況、緊急輸送路と新たな防災拠点機能の創出の見通しから、公園等による防災機能の強化が必要な状況にあります。



下田市 応急仮設住宅整備計画(平成22年度策定)の概要

1 応急仮設住宅必要戸数(第4次地震被害想定)

地震の種類	全壊からの入居の)みの場合(B)	半壊からの入居可の場合(C)	
(A)	応急建設住宅	応急借上げ住宅	応急建設住宅	応急借上げ住宅
L 1	24 戸	33 戸	60 戸	93 戸
L 2基本	441 戸	455 戸	487 戸	504 戸
L 2 陸側	432 戸	447 戸	468 戸	483 戸
L 2 東側	451 戸	466 戸	511 戸	533 戸
大正型関東	8戸	10 戸	20 戸	31戸
元禄型関東	30 戸	41 戸	64 戸	99 戸

2 応急仮設住宅必要戸数

	第一目標戸数	(Bの最大値)	第二目標戸数	第二目標戸数(C の最大値)	
	応急建設住宅	応急借上げ住宅	応急建設住宅	応急借上げ住宅	の種類
必要戸数	451 戸	466 戸	511 戸	533 戸	1.0本側
승計	917 戸		1044 戸		L2東側

3 応急建設住宅建設可能戸数

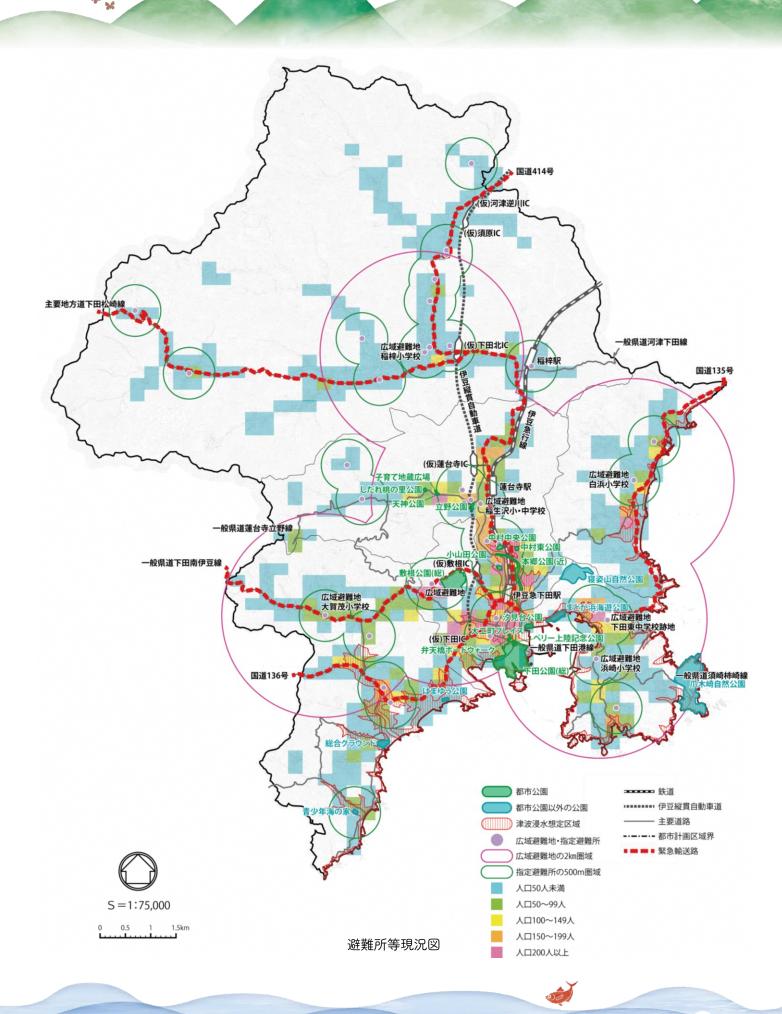
				敷地数	戸数(駐車場なし)	戸数(駐車場あり)
全体		9 団地	638 戸	484 戸		
	がれき等置き場 がれき等置き場以外		0 団地	0戸	0戸	
			等置き場以外	9 団地	638 戸	484 戸
		津波浸水域以外		9 団地	638 戸	484 戸
			災害時重複あり	9 団地	638 戸	484 戸
			災害時重複なし	0 団地	0戸	0戸
		津波浸水域内		0 団地	0戸	0戸
			津波 0.01m~1m	0 団地	0戸	0戸
			津波 1m 以上	0 団地	0戸	0戸



4 応急建設住宅建設可能戸数の内訳

施設名	戸数(駐車場なし)	戸数(駐車場あり)
敷根公園グラウンド	229 戸	172 戸
白浜小学校グラウンド	51 戸	39 戸
下田東中学校グラウンド	80 戸	60 戸
浜崎小学校グラウンド	26 戸	20 戸
稲生沢小学校グラウンド	33 戸	25 戸
稲生沢中学校グラウンド	66 戸	50 戸
下田中学校グラウンド	82 万	62 戸
稲梓小学校グラウンド	49 戸	38 戸
中村東公園	22 戸	18 戸
合計	638 戸	484 戸

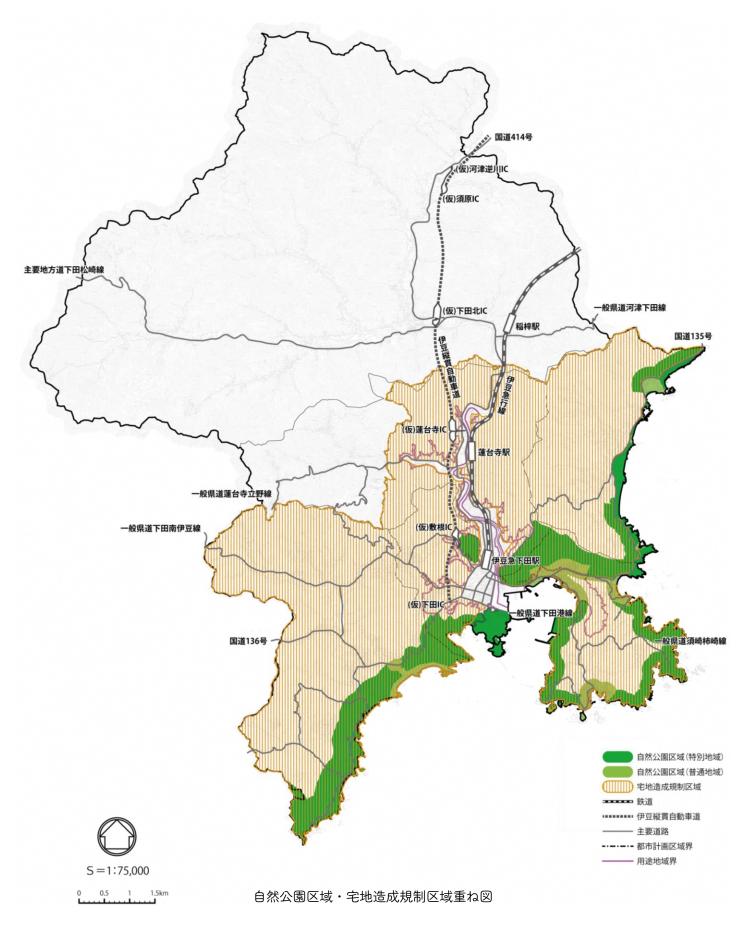




2-4 機能別の緑の現況と課題:景観形成機能

- 本市の位置する伊豆半島は、その特異な成り立ちと地学的な現状から、「伊豆半島ジオパーク」として、 平成 24 年(2012)に日本ジオパークに認定され、平成 30 年(2018)にユネスコの世界ジオパークに認定 されました。
- 本市では、爪木崎俵磯の柱状節理や柿崎弁天島の斜交層理、田牛の龍宮窟、恵比須島などを始めとする ジオパークのダイナミックな景観を見ることができ、海水浴場の環境と一体となって、海辺に様々な個性 ある景観が展開されています。
- また、このジオパークが位置する海沿いの地域は、自然環境と景観の保全を目的とした、自然公園法に基づく国立公園として指定されており、開発が抑制されています。
- しかし近年では、自治体が条例等の制限を加えることで、自然公有地に一定の開発行為が認められており、本市においても、まどが浜海遊公園に遊具の設置を行っていますが、部分的に未制限の区域が存在することから、海岸線の適正な開発が行われない懸念があります。
- 伊豆半島ジオパーク構想においても、ジオツーリズムの推進による観光需要の喚起が提唱されていることから、国立公園内の保全と開発を適切に誘導しながら、観光需要に適切に対応できる公園等の計画が 求められています。
- 一方で、内陸部に目を移すと、市内を南北に流れる稲生沢川と稲梓川沿いには、農地と一体となった美 しい里山の景観が広がっており、臨海部だけではない、内陸部の本市の特徴ある景観を形成しています。
- この稲生沢川と稲梓川沿いには、3カ所のインターチェンジを併せた伊豆縦貫自動車道が整備されることから、道路とインターチェンジ周辺の景観誘導を行うことが求められ、また、景観を活かした観光振興策の実施も求められています。
- 以上のように、本市内には地域ごとに異なった魅力ある景観が形成されていることから、下田らしい景観の再整理が必要です。





第3章 計画の理念と目標

3-1 基本理念

本市は、総面積の約8割を森林が占め、海岸沿いが富士箱根伊豆国立公園に含まれた緑と水の豊かな市であり、白砂と美しい海辺が作り出す特徴的な海辺景観、河川沿いに形成されている美しい里山景観、そして、開国の歴史性と一体となった港町の景観など、人々に安らぎや感動を与える美しい景観に溢れています。

一方、本市を取り巻く社会情勢としては、人口の減少、地域経済の衰退、津波などの自然災害への不安、 身近な生活環境の利便、地球温暖化など地球環境への関心の高まりなどがみられます。

特に新型コロナウィルスの大流行は私たちの生活のあり方に大きな変化をもたらしました。

このコロナ禍をきっかけに、まちにおける屋外空間、特に身近な屋外空間としての公園や緑地の重要性 を私たちが再認識したといっても過言ではありません。

今日、多くの都市政策の鍵となっているのが「ウェルビーイング=身体的、精神的、社会的に良好な状態」と「レジリエンシー=不測の事態からの回復力」というキーワードです。

公園等を中心とする緑の空間は、私たちを心身ともに健康で健全にしてくれるとともに、まちに美しさや余裕をもたらし、公園を通じた健全な地域コミュニティを育くみ、地域をすみやすく「いごこちのよい」まちにしてくれます。

子育て世代は公園の充実したところへ集まると言われるように、充実した公園は地域への現役世代の定住を促進します。

また本市は、海に開いたまちであり、海との関係深い歴史性を持つ緑の空間が海辺に多く存在しており、 観光を通じた地域振興の拠点となります。

さらに有事の際には、そこで育まれたコニュニティをベースにした官民連携の避難の場所になり、また、 新しいまちづくりに向けての復興の拠点ともなります。

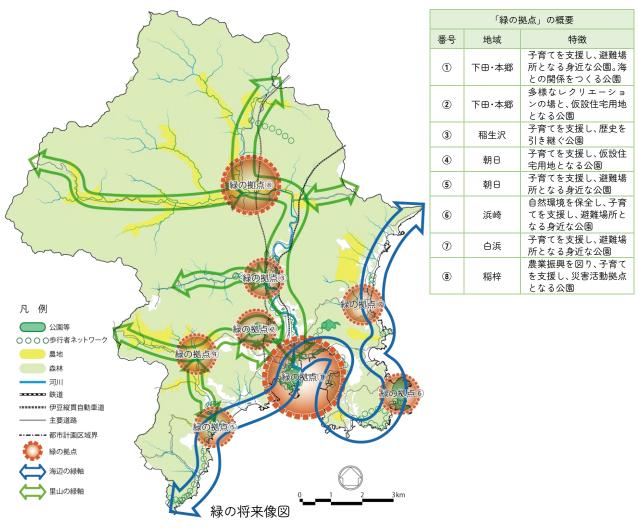
このように様々な課題に対して有用な公園等の緑を守り、育むために、『**やさしい暮らし** 公園を中心につくる健康で元気な人とまち 下田』を基本理念として、この公園等を中心とした緑のグリーンインフラを「緑の基本計画」の中でしっかりと位置付け、本市を子育て世代や高齢者、世代を超えて誰もが「住みたくなる、住み続けたくなる、住んでいることを誇れる」まちへと前進させます。



3-2 緑の将来像

日本の美しい緑は、幕末のころに海外から来た人たちにとっては「庭園」ガーデンに見えたと言います。 これは、まちの中では皆が園芸家であるかのようなきちんと手入れされた花や緑がたくさんあり、良く手 入れされた農地や里山は空間全体がまさに庭園のように見えたことに起因しているようです。

この時代で評価された日本本来の緑のありよう、自然との付き合い方、豊かなコミュニティの総体として「庭園」と表現されていることに着目し、海を通じて幕末の時代との強い関係を持ち、この時代の歴史を背景とした風土を形成している下田を『**美しい海に浮かぶ庭園のまち**』にすることを緑の将来像とし、基本理念の実現を目指します。



本市の豊かな森林や農地をベースとして、海辺や川沿いの道路の交差部に公園等からなる緑の拠点を配置し、これらを結ぶように海辺の緑軸と里山の緑軸を形成することで、『**美しい海に浮かぶ庭園のま ち**』の実現を目指します。



3-3 基本方針

基本理念に基づいて、課題を解決し、緑の将来像を実現するための基本方針を以下のように設定します。

3-3-1 子育てを支援する緑を創る

本市は、市民一人当たりの公園面積が大きく、公園都市と言える状況にありますが、一方で、市民が日常で気軽に利用できるオープンスペースは充足しているとは言えない状況にあります。

一般に、子育て世代は公園の充実したところへ集まると言われていることから、子育て世代の市民が日常で利用しやすい、身近な公園を増やすことは、人口減少を抑制する効果が期待できるため、市街地に新たな公園等を創り、市民の身近なレクリエーションの場の充足した、子育てのための空間の整備を図ります。

3-3-2 大切な命を守るための緑を創る

市内には大型の公園が整備され、面積としては十分な規模となっていますが、災害発生時の避難場所 や応急仮設住宅用地、がれき等置場としては、必要な規模を確保できているとは言えない状況であるた め、敷根公園の活用や朝日地域での新たな土地の確保を検討します。

また、市街地では、緑が延焼防止や避難地と避難路の確保に有効ですが、このような緑も十分な規模が確保できていない状況であるため、旧町内でのポケットパークの整備を進めます。

さらには、緊急輸送路として期待される伊豆縦貫自動車道のインターチェンジ周辺には、災害活動拠点となる空間が必要となることから、箕作地区での、これらの課題を解決する公園等の整備を検討することで、市民・観光客の生命を守ります。

3-3-3 下田の誇りである美しい緑を守る

下田らしさを構成する美しい海岸とその後背地の緑や、河川と河川沿いに広がる農地、その背景となる里山の緑、そしてこれらを生息地とする様々な生物の棲家となる緑をこれからも適正に守り育むことで、下田らしい環境を未来に引き継ぎます。

特に、本市の森林の特徴である、スダジイ、タブノキなどの照葉樹で構成される海岸植生を適正に守り育み、市民が馴染んだ緑を未来に引き継ぎます。

また、市街地を取り囲む下田富士や双乳山、寝姿山、下田公園等の下田市街地を特徴づける自然景観と、市街地周辺に残る緑地を守り育むことで、市民が誇れる景観を未来に引き継ぎます。



3-3-4 海との関係を取り戻し発展させるための緑を創る

時代と共に変化している下田と海との関係を改めて見直し、第二の開港とも言えるような下田港の環境を改善する新たな緑を創ります。また、市民や来訪者がお気に入りのビーチを見つけられるように、市内各所のビーチの個性を際立たせる新たな緑を創ることで、下田の活性化に寄与し、海との関係を取り戻します。

3-3-5 下田の歴史を今に伝える緑を創り守る

開港の地である下田には、開港と関わりの深いペリーや吉田松陰などに関係した緑の空間が、旧町や蓮台寺地区に多く整備されています。今後もこれらの緑の整備を拡充し、下田の歴史を継承することで、下田の魅力を高めていきます。また、市内には文化財と一体となった緑や社寺林が多く残っているため、これらを守り育むことでも下田の歴史を引き継ぎ、下田の魅力向上に活かします。

3-3-6 下田を楽しめる緑を創る

下田は観光地として、旧町や下田港周辺に観光施設や公園等が整備されています。また、全国的にも 有名な白浜をはじめとする様々な美しいビーチは多くの観光客で賑わっていることから、これら既存施 設と一体となる公園等を新たに整備することで、下田の魅力を高めます。

また、国立公園内に位置する寝姿山自然公園や爪木崎自然公園と、これに連なる遊歩道、そして旧町 のペリーロードなどの歩いて楽しめる空間の拡充によっても、下田の楽しみを増やします。



3-4 計画のフレーム

3-4-1 目標年次

本計画における目標年次を以下のように設定します。

現況は 2024 年度(令和 6 年度)とし、本計画の長期的な目標年次は、概ね 20 年後の 2045 年度(令和 27 年度)とします。また、具体的な目標となる中間年次は、概ね 10 年後の 2035 年度(令和 17 年度)とします。

区分	現況	中間年次	目標年次
年次	2024 年度	2035 年度	2045 年度
	(令和 6 年度)	(令和 17 年度)	(令和 27 年度)

3-4-2 計画対象区域

本計画における対象は、下田市都市計画マスタープランを踏襲して、市全域とします。 なお、市内の都市計画区域は 4,440ha で、このうちの 315.9ha が用途地域に指定されています。

計画対象区域		
	下田市全域(104.38 km)	

3-4-3 人口フレーム

本計画策定に当たっての前提条件となる、将来人口の見通しを以下に示します。

これらの数値は、「下田市将来人口ビジョン 令和2年3月改定」に記載されている、将来人口推計の「展望ケース」の値です。また、現況の人口は、令和2年国勢調査の値となっています。

区分	現況	中間年次	目標年次
	2024 年度	2035 年度	2045 年度
	(令和 6 年度)	(令和 17 年度)	(令和 27 年度)
人口	20,183 人	15,013 人	11,716 人



3-5 緑の確保目標

基本方針を踏まえ、目標年次である 2045 年(令和 27 年)における緑の確保目標を以下の3項目で設定します。

3-5-1 緑地率の目標

下田市の緑地率は、緑地の保全と公園の整備により、現況の維持を目標とします。

本市は、総面積の約8割を森林(山林・原野)が占めており、豊かな自然環境が保全されており、現状でも十分な緑地が確保されています。

目標年次においても、豊かな自然環境を形成している緑地の保全を図ると共に、公園の整備を進めることにより、引き続き、現況の緑地率を維持していくことを目標とします。

3-5-2 都市公園等の施設として整備すべき緑地の目標

都市公園の整備は、不足する身近な公園の整備を進めると共に、多目的に利用できる空間を持つ 公園の整備を進めます。

本市は、大型の公園の整備により、現況の公園整備量は 1 人当たり 21.2 ㎡が確保されており、国が示す住民一人当たりの都市公園等の整備目標である 20 ㎡/人(都市計画中央審議会答申 平成 7 年 7 月)は満たしていますが、整備されている大型の公園である下田公園は緑地保全型の公園であるため、市民が自由に利用できる平坦地は不足しており、また、敷根公園は運動公園型の公園であるため、こちらも多目的に利用できる平坦地が不足しています。

また、市民が日々の生活の中で身近に利用する公園の現況の整備量は、1人当たり 2.2 ㎡であり、国の目標である 4.0 ㎡/人を満たしていないことから、不足する身近な公園の整備を進めると共に、多目的に利用できる空間を持つ公園の整備を進めます。

具体的には、下表に示す通りに整備目標を定めることで、実態としての身近な公園の市民 1 人当たりの整備量を 5.0 ㎡とし、国の目標値を満たすようにします。



公園整備面積の現況と目標

種別			現況の整備面積 2024 年 (令和 6 年)	中間年次の整備目標 2035 年度 (令和 17 年度)	目標年次の整備目標 2045 年度 (令和 27 年度)	
都市公園全体		1人当たり面積	21.2 ㎡/人	30.5 ㎡/人	44.0 ㎡/人 (41.6 ㎡/人)	
		人口	20,183 人	15,013 人	11,716 人	
		都市公園面積	427,103 m ²	457,330 m ²	515,085 m² (487,556 m²)	
身近な公園	街区公園	1人当たり面積	0.9 ㎡/人	1.8 ㎡/人	2.9 ㎡/人	
		人口	20,183 人	15,013 人	11,716 人	
		都市公園面積	19,109 m²	26,609 m²	34,109 m²	
	近隣公園	1人当たり面積	1.2 ㎡/人	1.6 ㎡/人	2.1 ㎡/人	
		人口	20,183 人	15,013 人	11,716 人	
		都市公園面積	24,400 m ²	24,400 m²	24,400 m²	
	地区公園	1人当たり面積			2.3 ㎡/人	
		人口			11,716 人	
		都市公園面積			27,529 m ²	
	승 計	1人当たり面積	2.2 ㎡/人	3.4 ㎡/人	7.3 ㎡/人 (5.0 ㎡/人)	
		人口	20,183 人	15,013 人	11,716 人	
		都市公園面積	43,509 m ²	51,009 m ²	86,038 m² (58,509 m²)	
多目的に利用 できる空間を 持つ公園	総合公園	1人当たり面積	19.0 ㎡/人	27.1 ㎡/人	36.6 ㎡/人	
		人口	20,183 人	15,013 人	11,716 人	
		都市公園面積	383,594 m ²	406,321 m ²	429,047 m ²	

[※]地区公園の整備目標は、現在は静岡県の公園であるまどが浜海遊公園が、本市の公園に移管されることを想定した数値である。



[※]括弧内の数値は、まどが浜海遊公園の面積を除いた値であり、実態に即したものである。

3-5-3 公共公益施設や民有地における緑化の目標

各施設の敷地面積に対する緑化率の目標は下記の通りとします。

- ・官公庁施設、学校 ⇒ 20%以上
- ・工場、住宅地※ ⇒ 空地に対して 20%以上

※駐車場を含む

公共公益施設や民有地の緑化に対する長期的目標として、各施設の敷地面積に対して上記に示す目標 を設定します。



3-6 都市公園の整備の方針

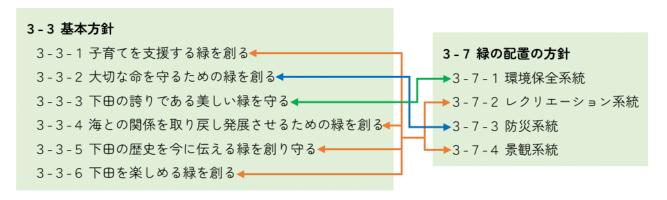
都市公園の整備は、上記一覧表に示す通り、目標年次である 2045 年度(令和 27 年度)までに段階的・計画的に実施しますが、中間年次である 2035 年(令和 17 年度)までには、白浜地域と稲梓地域、稲生沢地域の身近な公園、そして下田公園と敷根公園の拡張整備を目指します。



3-7 緑の配置の方針

基本方針と現況の緑の課題を踏まえ、「環境保全」、「レクリエーション」、「防災」、「景観形成」の4つの系統別の緑の配置の方針に関する計画と計画図を作成します。

なお、6つの基本方針と4つの緑の配置の方針は、下記のように対応します。





3-7-1 環境保全系統

3-7-1-1 海辺の骨格的な緑

富士箱根伊豆国立公園の特別地域と普通地域に指定されている海岸線は、下田らしさを象徴する重要な自然環境であることから、下田の海辺の骨格的な連続した緑として、海岸と後背地の樹林を一体的に位置付けます。

3-7-1-2 下田の緑の基本となる樹林・里山

下田は海、という一般的なイメージに反して本市の大半は樹林地が占め、河川沿いの農地と一体となって良好な里山環境を形成していることから、下田を構成する基本となる緑として、農地と一体的に樹林と里山を位置付けます。

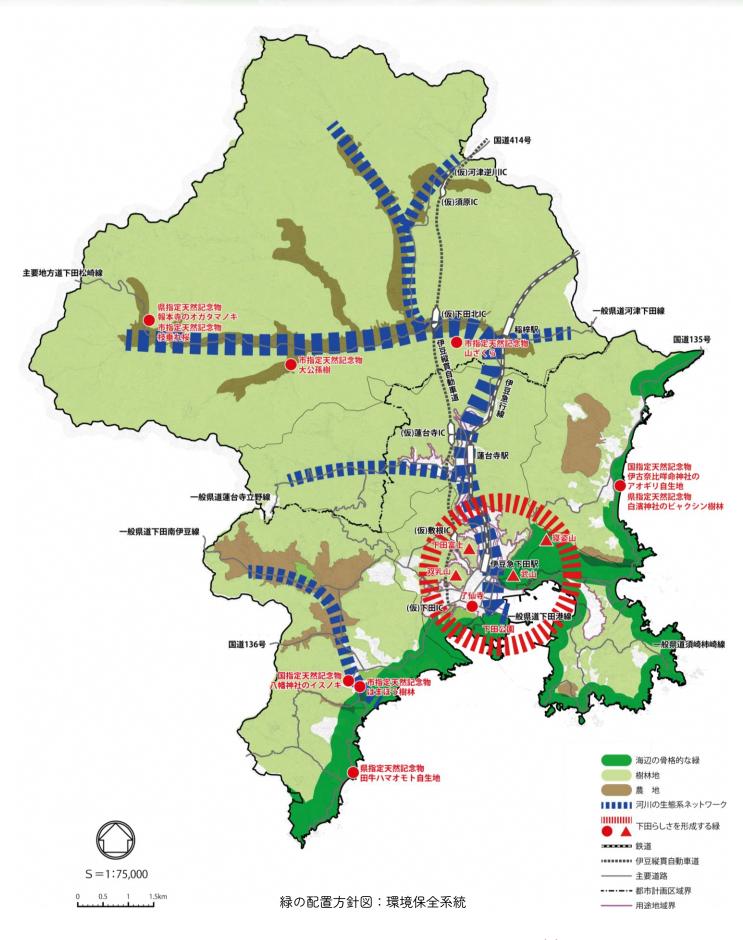
3-7-1-3 河川の生態系ネットワーク

市内には二級河川である稲生沢川や大賀茂川等が流れ、これらが市内の良好な自然環境の連続性を創出していることから、河川環境を生態系の多様さを保全し創出するネットワークとして位置付けます。

3-7-1-4 下田らしさを形成する緑

下田の中心市街地は、下田富士や双乳山、下田公園、寝姿山などの緑の山と、史跡である了仙寺と一体となった緑によって、緑による下田らしい環境を形成しています。また、市内の天然記念物である八幡神社のイスノキや白浜神社のビャクシン樹林などによって、下田固有の緑の環境を形成していることから、これらを、下田らしさを形成する緑として位置付けます。





3-7-2 レクリエーション系統

3-7-2-1 魅力を高める海辺のレクリエーションネットワーク

下田の海辺には、美しいビーチや景勝地、ジオサイトが数多く立地し、市民や来訪者がその環境を楽しめるようになっています。また、海辺には、爪木崎自然公園や下田公園などの公園が整備されており、これらを結ぶように遊歩道も整備され、市民や来訪者が海辺の自然環境を享受できるようになっています。

このような海辺のレクリエーション施設の整備状況を考慮して、既存の公園や遊歩道と連携し、下田の海辺の魅力をより高めるレクリエーションネットワークを形成するよう、新しい公園や遊歩道等を白浜地域や浜崎地域、朝日地域に配置します。

3-7-2-2 魅力を高める里山のレクリエーションネットワーク

市内内陸部の下田・本郷地域や稲生沢地域の河川沿いには、街区公園が多く整備され、市民の身近なレクリエーションの場が確保されています。また、下田・本郷地域には、総合公園である敷根公園が整備され、市民のスポーツをはじめとする様々なレクリエーションニーズに対応する場が確保されています。さらには、大平山遊歩道や高根山遊歩道等が整備され、自然の中の散策による健康づくりのニーズに対応する道が確保されています。

このような内陸部のレクリエーション施設の整備状況を考慮して、下田の内陸部=里山の魅力をより高めるためのレクリエーションネットワークを形成するために、朝日地域内陸部や稲生沢地域、稲梓地域への新たな公園等の配置と、これらの公園等を結ぶ遊歩道、道路の緑の配置を行います。



3-7-2-3 海との関係を取り戻す公民連携による下田港ウォーターフロントの公園化

下田港周辺には、下田公園やペリー上陸記念公園、弁天橋ボードウォーク、汐見台公園、まどが浜 海遊公園等の公園が整備されています。

また、道の駅「開国下田みなと」などの観光施設や武が浜波除、下田船渠跡などの史跡や歴史的事物、大川端、民有のオープンスペースが立地しています。これらと公園を一体のものとできれば、下田港全体を公園的空間とすることができることから、観光施設や史跡・歴史的事物、民有地を一体的な公園的空間とするものとして位置付けます。

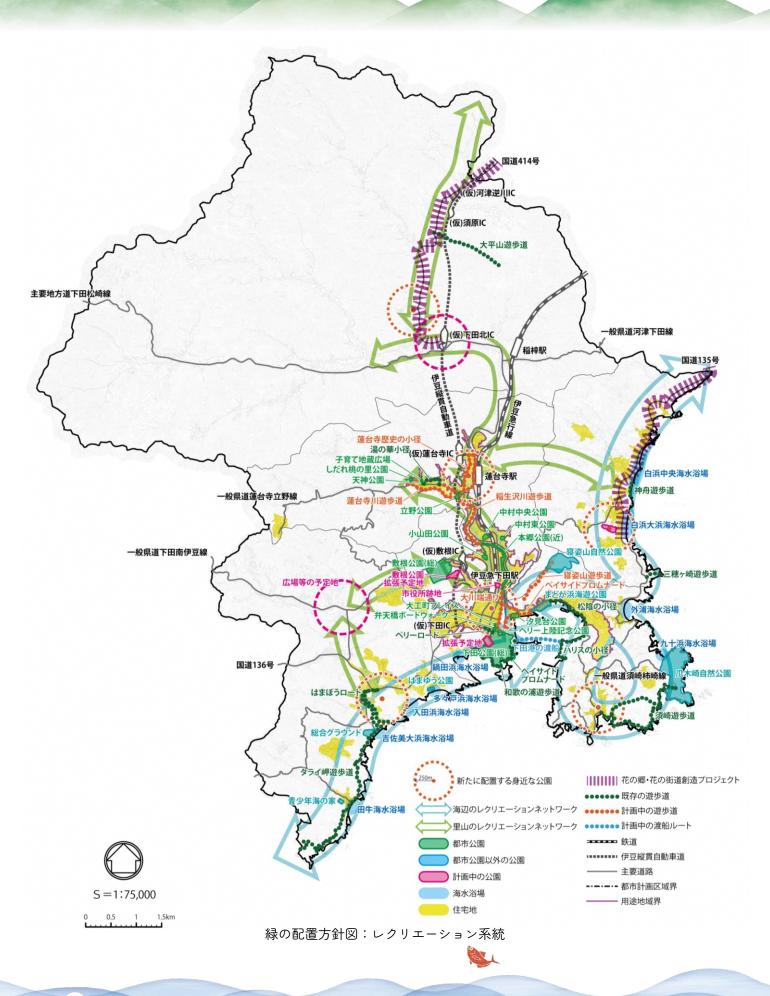
3-7-2-4 不足を補う各地域の身近な公園

身近な公園である街区公園は、市内では用途地域内に集中的に整備されており、この他の地域では 身近な公園が不足している状況にあります。

このような状況に対して、下田市都市計画マスタープランの土地利用方針図に示される「住宅地」の部分について、誘致圏(公園を中心に半径 250m)を元に、不足する身近な公園の配置を行います。この身近な公園の配置に当たっては、市内各地域(下田・本郷、稲生沢、朝日、浜崎、白浜、稲梓)に一箇所の整備を基本とし、その地域の特性に応じた特徴ある公園を整備します。但し、別荘地等の道路や下水道等のインフラの移管を受けていない住宅地は除きます。

また、人口の集中する旧町については、上記のウォーターフロントの公園化での対応と、今後、市 役所跡地の有効な活用方法を検討します。





3-7-3 防災系統

3-7-3-1 発災時の安全性の確保に資する公園等(防災公園)の配置

市内には津波浸水被害発生時の避難施設が不足している地域があることから、避難施設を補足するものとして避難集合場所となる公園等の配置を津波浸水想定区域外に行います。また、応急仮設住宅を建設する平坦な土地や、がれき等置き場・最終処分場となる平坦な土地も不足していることから、救援物資の輸送等を考慮して、緊急輸送路沿いの敷根公園等や朝日地域に応急仮設住宅用地になる公園等を配置します。更には、建設が進む伊豆縦貫自動車道は、一時的な避難地や避難路となることが期待されていると同時に、救援物資の輸送路となることも期待されていることから、この伊豆縦貫自動車道と緊急輸送路の交差部の箕作地区に、災害活動拠点となる公園等を配置します。

防災公園の定義(防災公園の計画・設計・管理運営ガイドライン(改訂第2版)より)

防災公園の定義

地震に起因して発生する市街地火災や津波等の二次災害時または水害時において、国民の生命、財産を守り、大都市地域等において都市の防災構造を強化するために整備される、防災拠点、避難地、避難路等としての役割を持つ都市公園

防災公園の種類と役割(防災公園の計画・設計・管理運営ガイドライン(改訂第2版)より)

種類	役割	公園種別
広域防災拠点の機能を有する都市公園	主として広域的な復旧・復興活動の拠点	広域公園等
地域防災拠点の機能を有する都市公園	救援救護活動の前線基地、復旧資機材や生活物資の中継基地	都市基幹公園等
広域避難地の機能を有する都市公園	大震火災等の災害が発生した場合において 広域的な避難の用に供するもの	都市基幹公園、 広域公園等
一次避難地の機能を有する都市公園	大震火災等の災害が発生した場合において 一時的な避難の用に供するもの	近隣公園、 地区公園等
避難路の機能を有する都市公園	広域避難地またはこれに準ずる安全な場所 へ通ずる避難路	緑道等
石油コンビナート地帯等と 背後の一般市街地を遮断する緩衝緑地	主として災害を防止することを目的とする 緩衝緑地	緩衝緑地
帰宅支援場所の機能を有する都市公園	主として都心部から郊外部への帰宅者の支 援場所	街区公園等
身近な防災活動拠点の機能を有する都市公園	主として身近な防災活動の拠点	街区公園等



3-7-3-2 発災時の緩衝緑地となる緑の配置

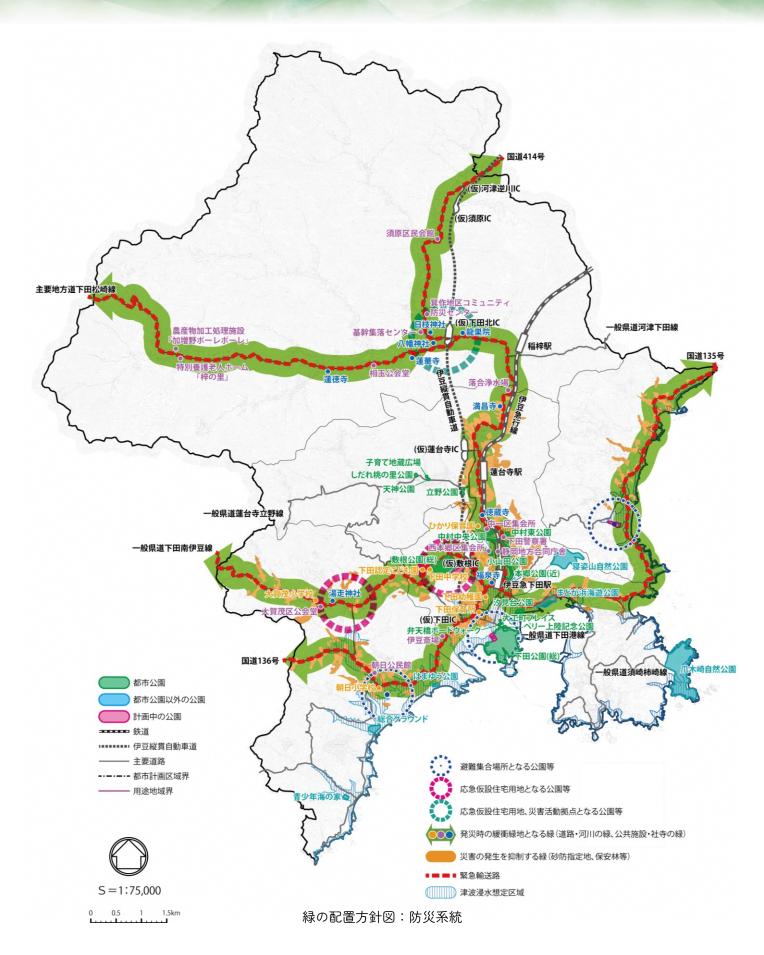
災害により火災が発生した際には、広幅員の道路や河川空間が延焼防止に有効であることから、これらに防火樹の整備を組み合わせることで、発災時の緩衝緑地として位置付けます。

また、緊急輸送路沿道に位置する学校等の公共施設や社寺の緑も延焼防止に有効であることから、これらも発災時の緩衝緑地として位置付けます。

3-7-3-3 災害の発生を抑制する緑

市内の国道 135 号、国道 136 号、国道 414 号が第 1 次緊急輸送路に指定されており、主要地方道下田 松崎線が第 2 次緊急輸送路に指定されています。また、一般県道下田南伊豆線(一部市道含む)が第 3 次緊急輸送路に指定されていますが、これらの沿道には土砂災害特別警戒区域や土砂災害警戒区域、砂防指定地、急傾斜地崩壊危険区域、地滑り防止区域、山地災害防止機能を持った保安林が指定されており、災害発生時に土砂崩れ等により緊急輸送路を通行止めにする懸念があります。このため、これら区域とその周辺の森林の保全を行うことで、災害の発生を抑制する緑として位置付けます。





3-7-4 景観形成系統

3-7-4-1 海岸線の象徴的な景観

下田の海は全国的な知名度を持ちビーチのイメージが強くなっていますが、市内の海岸線に多数存在する海水浴場は、それぞれ個性的な景観を形成しており、また、ジオサイトや景勝地も多く存在し、ビーチとは異なる独特な景観を形成しています。

これらのビーチや景勝地は、その背景となる山の緑や周辺の緑と一体となって個性的で美しい景観を形成していることから、海辺と樹林が一体となった、富士箱根伊豆国立公園区域と重なる範囲を、下田を象徴する海岸線の景観として位置付けます。

3-7-4-2 内陸部の象徴的な景観

本市は美しい海が有名ですが、一方で、市域の 76%を山林・原野が占め、河川沿いの平坦地に広がる農地と併せて美しい森林・里山景観を形成しています。

これらの景観は、市内の山から眺望することもできますが、河川沿いに整備されている道路からは様々に変化する美しい景観を連続して享受することができることから、この道路沿いの景観を内陸部の象徴的な景観として位置付けます。

また、道路に面する場所に位置する公共施設や社寺の緑も、道路沿いの景に変化と彩りを提供する ことから、これらも内陸部の象徴的な景観として位置付けます。

3-7-4-3 下田市中心部の象徴的な景観

本市中心部は、北に下田富士、南に下田公園、東に寝姿山、西に双乳山と、四方を緑の山に囲まれ、市街地の中からの風景には、これらの山が背景として常に視界に入ります。また、下田公園や寝姿山からは、中心市街地や下田港を眺望でき、本市の中心部を視覚的に感じられる場所となっていることから、これらを本市の中心部を象徴する景観として位置付けます。



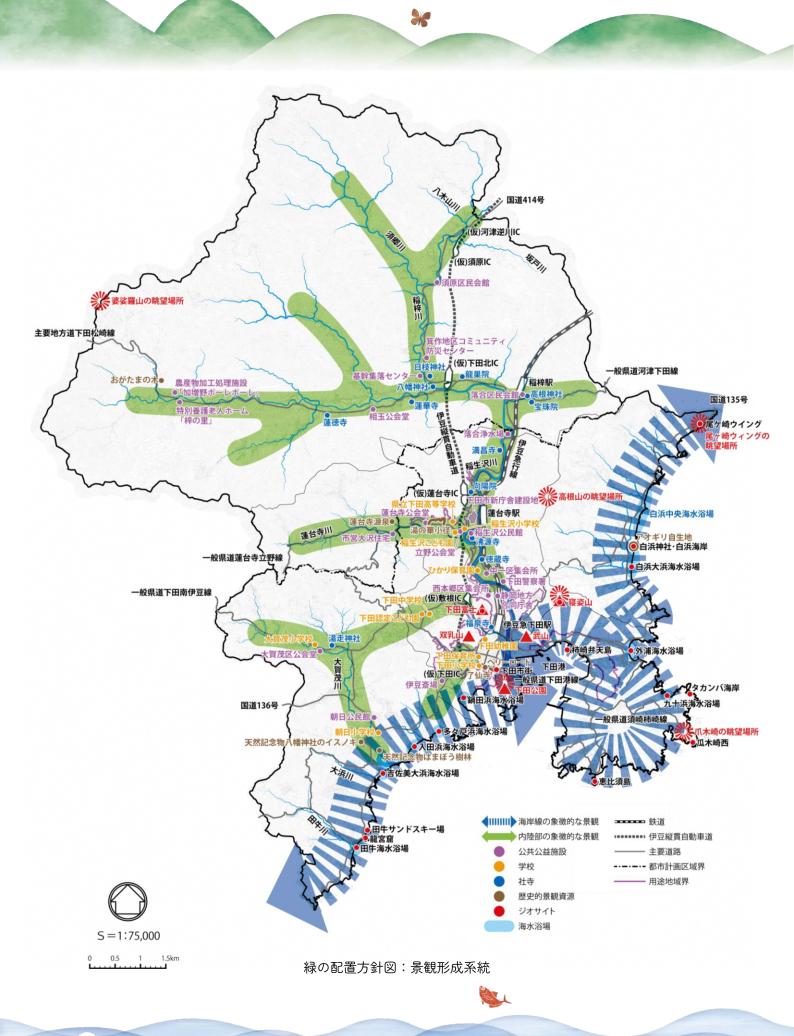
3-7-4-4 歴史を感じる景観

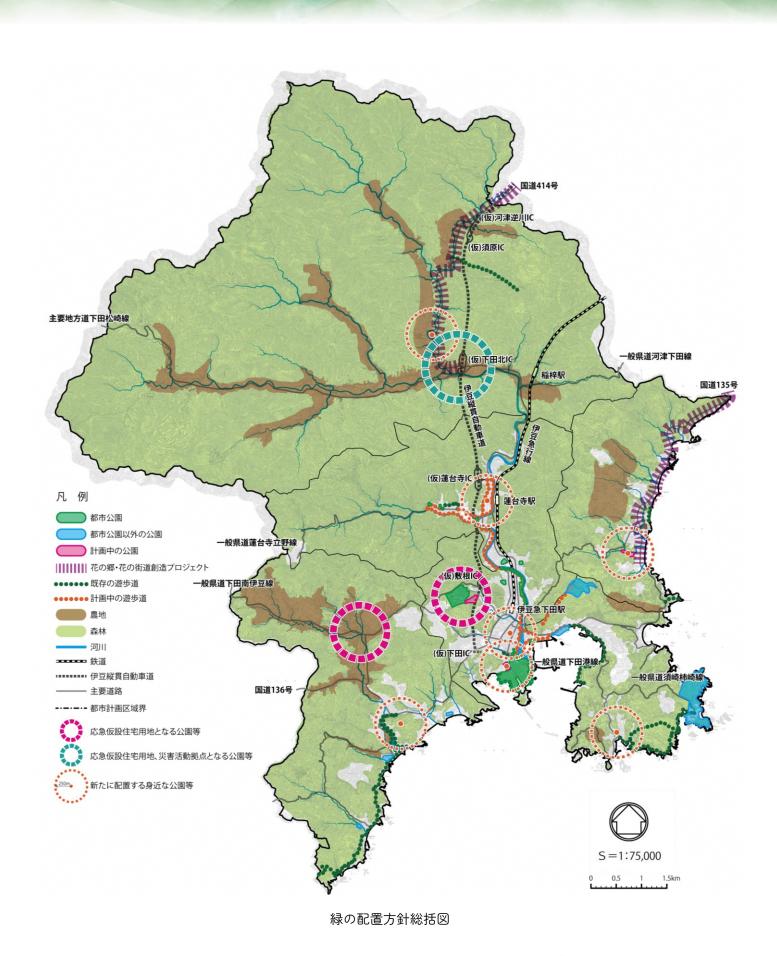
幕末の時代との関係の深い本市にあっては、中心市街地の了仙寺やペリーロード、蓮台寺の温泉街など歴史情緒のある景観が形成されています。また、国指定の天然記念物である八幡神社のイスノキや伊古奈比咩命神社のアオギリ自生地、県指定の天然記念物である白浜神社のビャクシン樹林など、社寺と一体となった歴史的な緑の景観が形成されていることから、これらを、歴史を感じる景観として位置付けます。

3-7-4-5 下田を感じる眺望場所

下田の美しい海や森林、里山を感じることのできる場所は、下田公園や寝姿山の他にも、市域北西端の婆娑羅山や東端の尾ヶ崎ウィング、中程の高根山、海岸沿いの爪木崎など、市内各所に多く存在することから、市民が下田の良さを再認識でき、来訪者は下田の美しさを知ることのできる場所となることから、これらを、下田を感じる眺望場所として位置付けます。







第4章 緑地の保全及び緑化の推進のための施策

本市の緑は、山林や農地、稲生沢川・大賀茂川等の河川、そして、富士箱根伊豆国立公園に指定されている海岸沿いの自然と、公園等の緑によって、良好で豊かな緑の空間が形成されています。

しかしこれらの緑は、人との関わりによって良好な状態で継承できるものであることから、本計画の理念 や将来像、基本方針を実現するためには、行政と市民、企業が一体となって創り、守り、育む必要がありま す。

このため、緑地の保全及び緑化の推進のための施策においては、5つの基本方針を推進するための、具体的な取り組みの検討を行います。

また、整備した都市公園を、末長く市民に愛されるよう、効率よく管理するための方針の検討も行います。



4-1 子育てを支援する緑を創るに関する施策

市民の暮らしに身近な街区公園等の小型の公園は、子ども達の日常の遊び場になる、子育てに有用な空間であると同時に、子どもからお年寄りまでの多世代の交流の場ともなる、市民にとって大変重要な空間ですが、現状では、不足している地域があります。

このため、新規の整備や既存の公共施設敷地の部分的な改修などにより、身近な公園等の確保を計画的に行います。

なお、この身近な公園等の確保に当たっては、整備する場所の特性に応じて、遊具型や広場型、緑地保 全型等の特色あるものとします。



4-2 大切な命を守るための緑を創るに関する施策

4-2-1 海辺の避難場所となる公園を創る

津波の浸水被害が想定されている本市においては、海辺に居住する市民や旧町を訪れる観光客、そして、ビーチを訪れる観光客が災害発生時に避難できる場所が必要不可欠であるため、海辺の白浜地域と 浜崎地域、下田・本郷地域、そして朝日地域には、一カ所以上の避難場所の確保が必要です。

そこで、下田・本郷地域においては、既設公園である下田公園の拡張整備と新規の避難集合場所となる公園等の整備により、避難場所の確保を行い、白浜地域においては、津波浸水想定区域外に避難集合場所となる公園等の整備により、避難場所の確保を行います。また、浜崎地域についても、既設公園である爪木崎自然公園を利用した避難場所の確保を検討します。さらには、公園等のまとまったオープンスペースが現時点で確保できていない朝日地域については、必要な規模の公園等の確保のための検討を進めます。

また、津波以外の災害についても避難場所の確保が必要であることから、稲梓地域においても公園等の確保のための検討を行います。

4-2-2 仮設住宅用地として利用できる公園等を創る

津波による被害が発生した場合は、被災市民のための仮設住宅が必要になりますが、現時点では市内に十分な規模の平坦地の確保ができていない状況であるため、海辺の被災前の居住地から近く、安全と利便が確保される緊急輸送路沿いに仮設住宅用地を確保するように検討を行います。

特に、既設の平坦地を有する大型公園である敷根公園については、拡張整備等による仮設住宅用地の確保を行います。この他に、平坦な土地が多くある朝日地域内に、災害発生時に仮設住宅要地として利用できる土地の確保を検討します。



4-2-3 身近に安心できる場所を創る

旧町や蓮台寺地区等の密集市街地においては、災害発生時に避難場所となり、火災が発生した際の延焼を防止すると共に、避難路の安全を確保することにも役立つオープンスペースが必要不可欠であるため、これらの密集市街地内にポケットパークを確保します。

また、敷根公園への避難路として伊豆縦貫自動車道((仮称)下田インターチェンジ)を指定することで、安全な避難路を確保します。

4-2-4 災害活動拠点となる場所を創る

大きな災害が発生し、市内に様々な被害が発生した際には、救援物資が市内の要所に一旦運び込まれ、そこから市内各所に分配されることになります。また自衛隊等の救援部隊も、このような要所に拠点を設けることが一般的であることから、市内に仮設住宅用地とは別の大型の平坦地を確保する必要があります。

このような平坦地は、物資と人の移動を伴うことから、緊急輸送路に面した場所が適していますが、 緊急輸送路としての利用が期待できる伊豆縦貫自動車道と、既に指定されている緊急輸送路が交差する 場所である箕作地区は、津波浸水被害の心配がなく、稲生沢川沿いに平坦地が多く存在することから、 災害活動拠点の確保場所として検討を行います。また、朝日地域についても同様の検討を行います。



4-3 下田の誇りである美しい緑を守るに関する施策

4-3-1 海岸線を守る

下田らしさを構成する美しい海岸線のほとんどは、富士箱根伊豆国立公園の特別地域と普通地域に指定されており、その自然環境と自然景観の保全が図られているため、今後も、指定を継続し海岸線の保全を図ります。

また、海岸線の背景となる樹林地も海岸線の良好な環境を形成するに不可欠であるため、風致地区や特別緑地保全地区の指定を検討します。

4-3-2 河川環境を守る

本市には、二級河川稲生沢川水系に属する稲生沢川、蓮台寺川、敷根川、平滑川、二級河川大賀茂川等、様々な中小河川が存在し、都市構成上重要な要素となっていることから、都市の緑地として今後も 良好な状態に保全を行います。

また、河川改修が行われる際には、これらの河川環境の中に形成されている、水辺の生態系の保全にも努めます。

4-3-3 森林・里山を守る

本市の総面積10,438haに対して、森林面積は約76%に相当する7,955haで、その内訳は国有林が195ha、 民有林が7,723haで、林産物の生産や国土の保全、水源の涵養、環境の保全等多面的な機能を通じて、地 域住民の生活と深く結びついています。

このような本市の森林の大半は、自然公園や保安林、地域森林計画対象民有林等の指定を受けている ことから、今後も既存施策の継続により樹林地の保全を図ります。

また、近年の社会情勢の変化等によって十分な管理が行われず、無秩序に拡大している里山の竹林については、「美しい里山づくりプロジェクト」などを通じて、適正な管理を行います。

以上のような森林・里山の管理については、地域住民の参加による実施を模索します。



4-3-4 農地を守る

市内を流れる二級河川である稲生沢川と大賀茂川沿いの平坦地を中心に広がる本市の集団的農地や、傾斜地と丘陵地に広がる樹園地については、農業生産の基盤としてだけでなく、観光との連携による体験農業の場や丘陵地景観を形成するものとして重要であることから、保全を図ります。

特に、農業振興地域の整備に関する法律に基づいて設定される農用地区域等の優良な農地は、無秩序な転用を抑制し保全を図ります。

4-3-5 まちの背景を守る

市街地を取り囲む下田富士や双乳山、寝姿山等は、下田のまちを特徴づける重要な要素であることから、風致地区や特別緑地保全地区の指定を検討し、保全を図ります。

また、寝姿山からは太平洋や下田港、下田の市街地が見渡せる良好な眺望点となっていることから、 このような貴重な場所の確保と保全を図ります。



4-4 海との関係を取り戻し発展させるための緑を創るに関する施策

4-4-1 下田港ウォーターフロントの公園化を図る

下田港周辺には、下田公園やペリー上陸記念公園、弁天橋ボードウォーク、汐見台公園、まどが浜海遊公園等の公園や弁天島、大川端、ハリスの小径、道の駅「開国下田みなと」などの観光施設も多く立地しています。さらには、武が浜波除や下田船渠跡などの史跡や歴史的事物、民有のオープンスペースが立地し、下田港をオープンスペース等が取り囲んでいる状態です。

このような海辺のオープンスペースの連続性を活かして、海に開いた、海との関わりが深い下田の特徴を取り戻すために、民有地も含めた下田港ウォーターフロントの公園化を検討します。

また、これらと連携して、既存の伊豆七島などとの定期便の利用者の増加を図ります。

4-4-2 クルーズ船の寄港地を創る

海に開いた、海との深い関わりを取り戻す一つの方法として、下田港の港湾施設の改修等によりクルーズ船の寄港地とすることを検討します。

クルーズ船の寄港を考慮した上記の下田港ウォーターフロントの公園づくりと、既存の歴史に関する施設、そして様々な個性を持った美しいビーチによって下田の魅力を高め、交流人口の増加を目指します。

4-4-3 下田港とビーチを結ぶ水運ルートを創る

海に開いた、海との深い関わりを取り戻すもう一つ方法として、海から下田を眺め感じるための、下田港を起点とした水運ルートの形成を検討します。

この水運ルートによって、鉄道で下田を訪れた観光客やクルーズ船の乗客を、海を通じて市内各所の ビーチに運ぶことで、海に特化した魅力的な体験を提供することで、交流人口の増加を目指します。



4-4-4 個性豊かなビーチを際立たせる緑を創る

下田の美しい海と白い砂浜、そして地域独特の地形や集落の雰囲気を活かして、東の白浜から西の田 牛まで、様々な個性を持ったビーチが市民や観光客に利用されています。

このような様々な個性を持ったビーチの個性を、植栽する樹木の種類をビーチ毎に異なるものとする 等によって際立たせ、ビーチを訪れる人々がお気に入りのビーチを見つけられるようにします。

4-4-5 法規制による海岸沿いの自然公園内の開発を適正化する

本市の海岸線の大半は、富士箱根伊豆国立公園内に位置し、また、宅地造成工事規制区域ともなっており、これら2つの規制によって適正な開発を誘導している状況にあります。

しかし、部分的に宅地造成工事規制区域となっていない地域が残っており、海岸線の適正な開発が行われない懸念があるため、海岸線の魅力を守り発展させるために、海岸線全体を宅地造成工事規制区域とすることを検討します。



4-5 下田の歴史を今に伝える緑を創り守るに関する施策

4-5-1 歴史的な公園を創る

温泉、宿泊施設、そして文教施設が共存する市街地からなる蓮台寺地区は、風格ある落ち着いた温泉街景観を形成しており、本市の重要な観光資源となっています。

また、幕末、ペリー艦隊の黒船に乗船し海外渡航を企てた吉田松陰が数日間寄居した場所で、静岡県 指定文化財となっている吉田松陰寓寄処をはじめとする史跡を巡る石畳の小路(湯の華小径)が整備され、蓮台寺地区は下田の歴史を今に伝える重要な場所となっています。

これらから、蓮台寺地区の歴史性を高め、観光資源としての魅力を高めるために、地区内の遊休地を活用して公園等の整備を行います。

4-5-2 下田の歴史を伝える小空間を創る

市内には、ペリーロードや大川端、ハリスの小径など、下田を訪れる観光客が歩いて楽しめるルートがあることから、このルートを歩く観光客等が休憩しながら下田の歴史に触れられるポケットパークを、ルートに沿った場所に配置します。また、地域の住民や観光客も交流できるポケットパークとして、吉田松陰が収監された「平滑の獄」跡など歴史的資産を活かしていくことも検討します。

なお、ポケットパークの配置に当たっては、空き家・空き地等の活用により用地確保を進めます。



4-5-3 文化財となり文化財と一体となった緑を守る

本市内には、八幡神社のイスノキや伊古奈比咩命神社のアオギリ自生地をはじめとする、国・県・市 指定の文化財となっている緑や、文化財である了仙寺などの社寺と一体となって良好な環境を形成して いる緑が多く存在していることから、指定の継続等により、今後もこれらの緑の保全を図ります。

また、道路沿いの社寺の緑は、沿道景観を向上させると共に歩行者に緑陰を提供する重要なものであることから、文化財ではない社寺の緑も、保存樹の指定等により保全を図ります。



4-6 下田を楽しめる緑を創るに関する施策

4-6-1 レクリエーションの拠点を創る

下田を住み続けたくなる、住んでいることを誇れるまちとするためには、市民が下田に魅力を感じることが重要です。この魅力は特別なものではなく、日常の中で感じることが重要であると考えられることから、市民のスポーツやレクリエーションなどの日常の様々なニーズに対応できる、自由に利用できる空間を、既存の都市基幹公園である下田公園と敷根公園の整備拡充や新規の公園等の整備により設けます。

また、下田を代表するスポーツであるサーフィンに関連したレクリエーションの拠点整備を検討し、 今後の下田の発展に繋げていきます。

4-6-2 歩いて巡ることのできるルートを創る

観光施設や公園等が集中する旧町と下田港周辺については、駅前広場から大川端やマイマイ通り、ペリーロード、下田公園などを歩いて楽しめるルートを設定し、そのルート中に休憩場所となるポケットパークの整備を行うことで、下田の楽しみ方を増やします。なお、このルートの中での市役所跡地の活用も検討します。

また、下田港から大川端、まどが浜海遊公園、弁天島、そしてハリスの小径を結ぶ既存の歩行者ネットワークに、浄化センターとフェリー乗り場を結ぶ渡船を追加することで、下田港の周遊ルートを形成することを検討し、下田まち歩きの魅力の向上を図ります。

さらには、季節の変化を楽しみながら、また、緑陰の下を快適に歩けるよう、ルートの中の道路の緑 化の検討を行います。

4-6-3 自然環境を楽しめるルートを創る

市民や観光客の憩いの場である、自然公園内に位置する寝姿山自然公園や須崎グリーンエリアについては、自然観察や野外活動等の拠点として、整備し保全を図ります。また、自然環境の体感やレクリエーションのために、これらの拠点を結ぶように遊歩道を整備すると共に、稲生沢川等の河川沿いに緑地や並木、遊歩道、親水広場等を整備します。



4-6-4 海岸線やビーチの魅力を高める緑を創る

海岸線の変化に富んだ断崖や、青い海と白い砂が美しいビーチについては、個性的な海岸景観の形成や海辺の緑の連続性を確保するために、貴重な植生の保護を図ると共に、親水性に配慮しながら公園や緑地等の整備を促進します。

4-6-5 花の名所となる場所を創る

国道 135 号線と国道 414 号線の市境付近の本市の入口となる場所や、伊豆縦貫自動車道の整備による交通流の増加が予想される(仮称)下田北インターチェンジ付近において、観光利用の促進を図るために、花の名所となる公園等を配置します。

また、既にしだれ桃の里となっている蓮台寺地区に新しい公園等を配置することや、アジサイとツバキの名所となっている下田公園を拡張することで、花の名所性を向上させ、更なる観光利用の促進を図ります。(花の郷・花の街道創造プロジェクト)

4-6-6 公共施設の緑化を進める

下田の魅力となっている海岸線や下田富士などの山、公園、文化財などとの景観的な調和を図るために、公共施設の緑化を推進します。

また、公共施設の緑は、道路の沿道景観の形成や歩行者への緑陰提供に有効であるため、道路沿いに立地する学校等の緑を保全すると共に、沿道部への高木植栽を進めます。



4-7 都市公園の管理の方針

都市公園の管理の方針については、以下の通りに定めます。

4-7-1 都市公園の特性に応じた管理方針

本市内に整備されている公園は、下田・本郷地域と稲生沢地域の密集市街地に整備されている身近な公園と、総合公園である下田公園と敷根公園で、今後は、市内の6地域に1箇所ずつ身近な公園を整備し、また、下田公園と敷根公園の拡張を計画します。

現在整備されている身近な公園は、子ども達の遊び場として主に利用され、下田公園は花をはじめとする自然環境の観賞と良好な眺望を楽しめ、敷根公園はスポーツ施設の利用が中心となっており、それぞれに独自の特性を持っています。

このため、これら都市公園の管理に当たっては、その特性に応じた管理を行うものとします。特に、 大型の下田公園と敷根公園については、個別のマネジメント計画を定め、これに基づいた管理の実施を 検討します。

下田公園においては、毎年開催されるあじさい祭りの期間中は地区住民や観光関係者との協同による 管理を行い、多くの観光客が訪れ、より魅力のある公園となるよう取り組みます。

また、しだれ桃の里公園については、年間を通じて地域との協同による管理を行い、しだれ桃の里祭りでは地区住民が中心となり開催することで、より身近な公園として感じられるよう取り組みます。

この他の身近な公園であるポケットパークの管理については、適切なルールを構築した上で、管理方 針の策定を行います。

4-7-2 都市公園施設の老朽化対策

本市内の身近な公園には多くの遊具が整備されていますが、遊具は子ども達が安心して安全に使用できるようにする必要があるため、日常からの目視点検と、専門技術者による年1回の法定点検を計画的に実施します。

また、これら遊具を含めた様々な施設が都市公園内には整備されていますが、これら公園施設は時間が経てば必ず老朽化するため、定期的な補修と更新が必要になります。

このため、長寿命化計画に基づいて、管理コストを縮減し平準化するよう、計画的に公園施設の補修・ 改修・更新を行います。



4-7-3 都市公園における官民連携の方針

近年の都市公園の管理運営に当たっては、全国各地で公民の連携による様々な取り組みが実施され、 公園利用の活性化が図られています。

特に、公園施設公募設置管理制度(P-PFI)が導入されてからは、都市公園内に民間の飲食物販施設が整備され、これまでにない、都市公園の楽しみ方、利用の仕方が広がっています。

本市にあっては、観光施設でもある下田公園の管理運営においては、この公園施設公募設置管理制度 (P-PFI) の活用による施設整備の可能性を模索する必要があります。

また、下田公園としだれ桃の里公園のような地域との連携による都市公園の管理をモデルとして、公園愛護会等の組成による、官民連携の都市公園の管理を検討します。



第5章 緑化重点地区

都市緑地法には、緑の基本計画に定めることができる事項として「重点的に緑化の推進に配慮を加えるべき地区(緑化重点地区)」及び「重点的に緑地の保全に配慮を加えるべき地区(緑地保全配慮地区)」が挙げられています。

「緑化重点地区」は、駅前等都市のシンボルとなる地区、市街地開発事業等の予定地区、良好な都市環境の形成を促進する地区などに適用されますが、今後、必要に応じて、住民の発意をもとに「緑化重点地区」の設定を検討します。以下に緑化重点地区の要点や考えられる候補地を整理します。



5-1 緑化重点地区とは

緑化重点地区とは、対象となる都市の緑地状況を勘案し、特に重点的に緑化の推進に配慮を加えるべき 地区として設定されるものであり、公園緑地の整備推進に向けて、都市公園単体だけの事業推進ではなく、 地域全体で効果的な緑化に取り組んでいくために設定されるものです。



5-2 緑化重点地区の対象

下記の要件に該当する地区が、緑化重点地区の対象として考えられる地区となります。

緑化重点地区の対象として考えられる地区の要件(緑の基本計画ハンドブック 令和3年改訂版より)

- ① 駅前等都市のシンボルとなる地区
- ② 特に緑の少ない地区
- ③ 風致地区などで都市における風致の維持・創出が特に重要な地区
- ④ 避難地の面積が十分でない等防災上課題が有り、緑地の確保及び市街地の緑化を行う必要性が特に高い地区
- ⑤ 緑化の推進の住民意識が高い地区
- ⑥ 市街地開発事業等の予定地区
- ⑦ 緑地協定の締結の促進等により良好な住宅地の形成を促進する地区
- ⑧ 都市公園を核として都市住民の憩いの場の創出を図る地区
- ⑨ 公共施設と民有地の一体的な緑化及び景観形成により良好な環境の保全及び創出を図る地区
- ⑩ ヒートアイランド現象の緩和等都市環境の改善が必要な地区



5-3 緑化重点地区の候補地

本市の緑の将来像に向けて、都市計画区域内において特に緑化に関する事業を優先的かつ総合的に進める地区を、緑化重点地区の候補として以下に示します。

緑化重点地区の候補と選定理由

候補地	選定理由
旧町地区	密集市街地であることから緑が少なく、また、避難地の面積が十分でない等の防災上の課題がある一方で、ハンギングバスケット通りでは市民による花修景が実施されている*ことから、伊豆急下田駅の駅前等の都市と観光のシンボル地区とすると共に、歩いて楽しめるまちの中心としたいため、緑化の推進を図りたい地区である。
蓮台寺地区	風格ある落ち着いた温泉街景観を形成している当地区は、本市の重要な観光資源となっており、史跡を巡る石畳の小路(湯の華小径)が整備され、下田の歴史を今に伝える重要な場所となっていることから、名所となっているしだれ桃と一体的に緑化の推進を図りたい地区である。
柿崎地区	当地区に整備されている、下田港を歩いて楽しめるハリスの小径は重要な本市の観光 資産であり、観光客が歩いて楽しむための景観や休憩施設を整える必要のある地区であ ることから、緑化の推進を図りたい地区である。

[※]下田市花協議会等との連携により実施



第6章 地域別計画

本市は、美しい海岸線と豊かな自然環境を有する里山、そして歴史を感じさせる市街地で構成されていますが、市内の地域ごとに異なる特徴を持っています。

本計画においては、この市内地域ごとに異なる特徴に着目して、地域ごとの「緑の保全・整備テーマ」を設定することで、地域の特性に応じた地域を際立たせる、緑地の保全及び緑化の推進のための施策の展開を図ります。

また今後、地域ごとの風土に適合した「テーマ樹種」の設定を、地域住民との話し合いを通じて行うことで、地域の特性に応じた、地域を際立たせる樹木や植物の植栽や管理・保全を、地域住民と協同して実施することを目指します。



6-1 地域設定

「緑の保全・整備テーマ」を設定する地域は、都市計画マスタープランにおける地域別構想の地域を基本として、一つの地域内に「景観のまとまり」が複数ある場合には、「景観のまとまり=景域」を複数設定し、「緑の保全・整備テーマ」を設定します。

具体的には下記の通り、6地域12景域について「緑の保全・整備テーマ」を設定します。



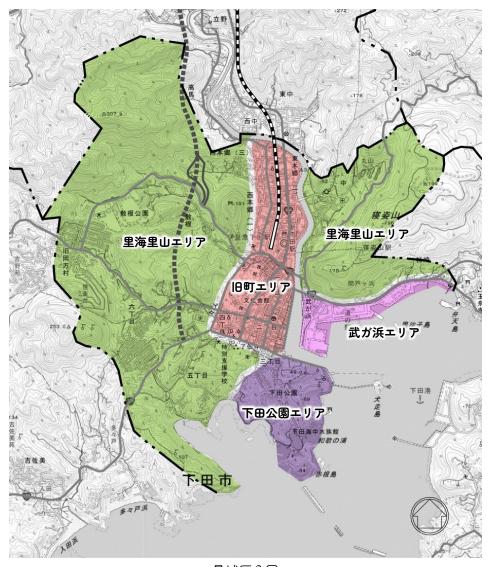
6-2 「緑の保全・整備テーマ」の設定

6地域12景域についての「緑の保全・整備テーマ」を以下に設定します。なお、「緑の保全・整備テーマ」は、地域・景域の現状の自然環境や人文環境を考慮して設定します。



6-2-1 下田・本郷地域

この地域は、下田市の中心市街地である旧町エリアを含み、地域の特徴が多様であることから、地域内に右記の4つの景域を設定し、それぞれについて「保全・整備テーマ」を設定します。



景域区分図

6-2-1-1 旧町エリア【テーマ:みなとまちウォーカブルタウン】

旧町エリアは江戸時代からの町割りを残すエリアで、下田のまちの観光の中心となる場所です。

このエリアは平坦な土地であり、鉄道駅や下田の歴 史と文化に関連した観光資源も多く存在することか ら、都市計画マスタープランにおいては歩きやすい道 路の整備を進めることとしています。

本計画においても、この歩きやすいまちづくりを実現するための、歩行者ネットワークの設定と観光客や地域住民が日常の中で利用できるポケットパークの配置などの緑の整備を検討します。



大工町プレイス

6-2-1-2 武が浜エリア【テーマ:みなとまちの入口】

武が浜エリアは、旧町の海側の入口となる場所です。この武が浜エリアは、大型の公園であるまどか浜海遊公園や道の駅、そして再開発計画地区などが立地する賑わいある場所であり、また、下田市の海側の入口である白浜地域から連続する場所でもあることから、旧町の海側の入口らしい雰囲気を形成するシンボルツリーの植栽や、旧町と松蔭・ハリスの小径を結ぶ歩行者ネットワークの設定、そして、観光客や地域住民が日常の中で利用できるポケットパークの配置などの緑の整備を検討します。



まどが浜海遊公園



6-2-1-3 下田公園エリア【テーマ:アジサイの山】

下田公園は、戦国時代の伊豆半島最大の山城であった下田城があった場所で、歴史性の高いエリアです。また、公園内には日本一の株数を誇るアジサイ園が整備され、花の名所となっています。

この山城があった下田公園は、旧町からの視認性が高く、まちの背景となる緑であると共に、津波による浸水被害が想定されている旧町エリアに隣接する、発災時に避難場所となる場所です。



下田公園のアジサイ

このような下田公園エリアにおいては、市民の日常

利用を始めとして、観光と防災の観点から、また、旧町の背景となる美しい緑として、公園の出入口の明確化やアジサイの名所性の更なる向上などの、下田公園を維持・発展させる緑の保全と整備を検討します。

6-2-1-4 里海里山エリア【テーマ:みなとまちの背景】

下田市の旧町は、美しい里山に囲まれ、緑の中のまちとなっています。特に寝姿山や下田富士などの特徴ある形の緑の山は、下田のまちを特徴づける重要な緑となっており、まちの背景となるだけでなく、里山の中の住宅地の環境を良好なものとすることに寄与すると共に、海辺の集落の良好な環境を、海と一体となって形成するものです。

また、旧町の南東側に位置する浜崎地域の柿崎からは、まちの背景となる里山エリアが形成する、美しいスカイラインが眺望できます。



武山と寝姿山

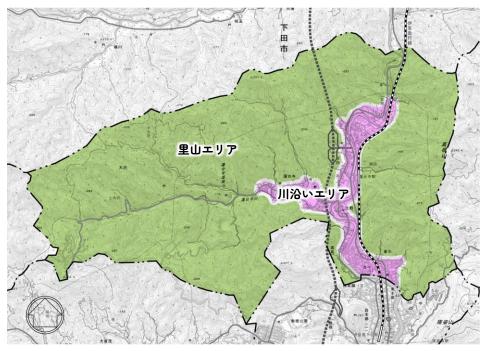
更には、伊豆縦貫自動車道のインターチェンジが2箇所整備されることになっており、その周辺環境の整備が必要な状況にあります。

このような里海里山エリアにおいては、里山の緑の保全や下田富士の斜面崩壊の手当、スカイラインを形成する緑の保全、遠景からの景観阻害要因の緩和、そして伊豆縦貫自動車道のインターチェンジ周辺の緑の整備などの、緑を維持・発展させる、緑の保全と整備を検討します。



6-2-2 稲生沢地域

この地域は、河川沿いに形成されているまちと、このまちを取り囲む緑によって構成されていることから、地域内に以下の2つの景域を設定し、それぞれについて「保全・整備テーマ」を設定します。



景域区分図

6-2-2-1 川沿いエリア【テーマ:湯のまち】

川沿いエリアは、稲生沢川と蓮台寺川の2つの河川 沿いに住宅や温泉、宿泊施設、そして文教施設が共存す る市街地で、特に蓮台寺地区は風格ある落ち着いた温 泉街景観を形成しており、下田市の重要な観光資源と なっています。

また、市民の手によって植栽され維持管理されているシダレモモは、3月から4月に花を咲かせ、魅力ある空間を形成しています。



湯の華小径

本計画においても、歩行者ネットワークや新しい公

園の整備などにより、温泉街景観とシダレモモが一体性を持った湯のまちとなるよう、緑の整備を検 討します。

6-2-2-2 里山エリア【テーマ:湯のまちの背景】

里山エリアは、川沿いに形成されている湯のまちを取り囲むように照葉樹林の山が連なる、美しい里山景観を形成しているエリアで、湯のまちの雰囲気を形成する背景となるものとして、重要なエリアです。

本計画においても、この美しい里山景観を維持する ための保全策の実施や里山の環境を享受できる歩行者 ネットワークの設定等を行います。

また、この地域には伊豆縦貫自動車道が今後整備され、これに伴ってインターチェンジも設置されること

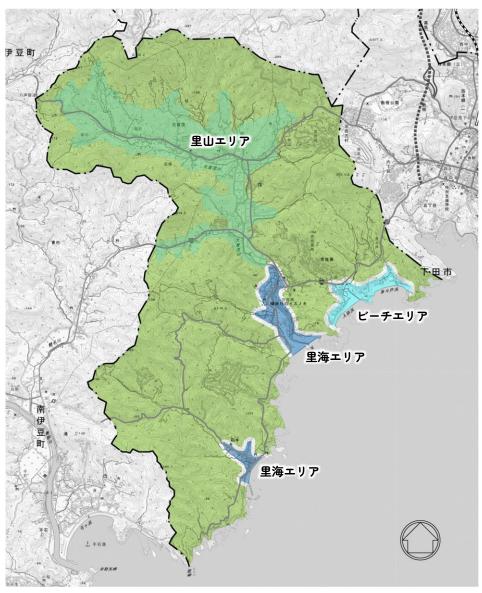


現況の里山

から、道路施設との調和を図りながら美しい里山を維持・発展させる緑の保全と整備を検討します。

6-2-3 朝日地域

この地域は、海岸沿いに形成されている集落と、このまちを取り囲む里山によって構成されており、海岸沿いの集落も、集落の雰囲気が2つに区分されることから、地域内に以下の3つの景域を設定し、それぞれについて「保全・整備テーマ」を設定します。



景域区分図



6-2-3-1 ビーチエリア【テーマ:ビーチリゾート】

このエリアを構成する多々戸浜海水浴場と入田浜海水浴場は、里山の緑に囲まれたほど良いスケール感の砂浜と、高台に位置するリゾートホテルによって、プライベートビーチ的な雰囲気を醸しています。

本計画においては、地域で実施されているハマユウ やハマゴウの育成活動を通じて、今後もこのプライベートビーチ感を維持・発展させる、緑の保全と整備を検 討します。



多々戸浜海水浴場

6-2-3-2 里海エリア【テーマ:日本の海水浴場】

このエリアを構成する吉佐美大浜海水浴場と田牛海水浴場は、里山の緑に囲まれた集落と一体となった砂浜が、日本の伝統的な海水浴場の雰囲気を醸しています。

本計画においては、今後もこの日本の海水浴場の雰囲気を維持・発展させる、緑の保全と整備を検討します。



田牛海水浴場



6-2-3-3 里山エリア【テーマ:下田の農風景】

里山エリアは、朝日地域の大半を占めるエリアで、海辺の集落や海岸線の美しい背景となると共に、里山の中の住宅地の環境を良好に保つものとなっています。

また、このエリア内に位置する大賀茂地区は、比較的 広い谷戸に広がる農地と、それを取り囲む照葉樹林の 連なりが、美しい里山景観を形成しています。

このように里山エリアの緑は朝日地域にとって重要なものであるため、里山の樹林の適正管理などによる、この緑を維持・発展させる緑の保全と整備を検討します。

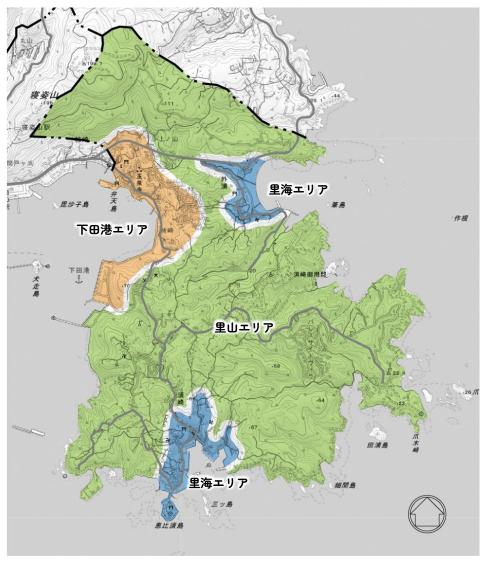


大賀茂の水田



6-2-4 浜崎地域

この地域は、リアス海岸が中心の半島であり、入江毎に特性の異なる集落が形成されていることから、地域内に以下の3つの景域を設定し、それぞれについて「保全・整備テーマ」を設定します。



景域区分図

6-2-4-1 下田港エリア【テーマ:みなとまちの対岸】

下田港エリアは、松蔭の小径やハリスの小径、そして 弁天島など、下田市の歴史的な観光資源が線的に連続 する場所で、下田港と一体となった海辺の観光拠点で す。

このような特性を持つこのエリアは、都市計画マスタープランにおいても、歴史ある港を感じられる景観と港を演出するまちなみを形成するエリアの一部として位置付けられ、下田ベイトレイルを構成する歩行者ネットワークの一部としても位置付けられています。



ハリスの小径

本計画においても、この下田ベイトレイルを実現し、このエリアの歴史性を継承するための緑の保全と整備を検討します。

6-2-4-2 里海エリア【テーマ:日本の海水浴場・漁師町】

里海エリアは、海と集落が一体となった、外浦と須崎 です。

このエリアは、古くからの日本の海水浴場の雰囲気 と漁師町の風情を残す場所で、ジオサイトも立地する ことから、ゆっくりした時の流れを感じられる場所と なっています。

このような時が積み重ねた雰囲気は新しくつくることは困難であるため、この風情を維持・発展させる緑の保全と整備を検討します。



須崎漁港



6-2-4-3 里山エリア【テーマ:美しい自然公園】

里山エリアは半島の大半を占める緑で、ジオサイト を含む景勝地や住宅地の良好な住環境を形成する緑、 そして、漁師町と下田港の背景となる緑となっていま す。

このような役割を持つ緑は、これからもこの場所に存在することが重要であることから、この里山エリアの緑を今後も良好な状態として行くための、緑の保全と整備を検討します。



九十浜海水浴場



6-2-5 白浜地域

【テーマ:ビーチリゾート】

白浜地域の中核をなす白浜海岸は、日本の中で も有数のビーチリゾートエリアです。

この白浜海岸に面する集落は、ビーチリゾートと密接な関係をもった生活を展開しています。また、周辺の里山に点在する住宅地も、白浜海岸との関係を意識したまちづくりが行われており、地域全体として白浜海岸のイメージを大切にしていることから、今後も、このビーチリゾートを維持・発展させる緑の保全と整備の計画を策定します。



白浜のビーチ



6-2-6 稲梓地域

【テーマ:下田の農風景】

比較的広い谷戸に農地が広がり、それを取り囲むように照葉樹林の山が連なる、美しい里山景観を形成している稲梓地域は、全体としてひとまとまりの農風景が形成されている、下田市を代表する里山地域です。

この地域には伊豆縦貫自動車道が今後整備され、これに伴ってインターチェンジも2箇所設置されますが、インターチェンジ周辺の現状の里山の構成樹種による緑化や、来街者をもてなし、地域住民が有効に利用できる公園などの整備によ



椎原の里山

り、この新しい開発と調和した下田の農風景を維持・発展させる緑の保全と整備を検討します。

第7章 施策のまとめ

これまで定めた基本方針と緑地の保全及び緑化の推進のための施策を、以下に一覧で示します。

この施策の実現に向けては、行政と市民、そして事業者がそれぞれの立場で、これらの施策に関わり、協力しながら施策を進めていくことが重要となります。

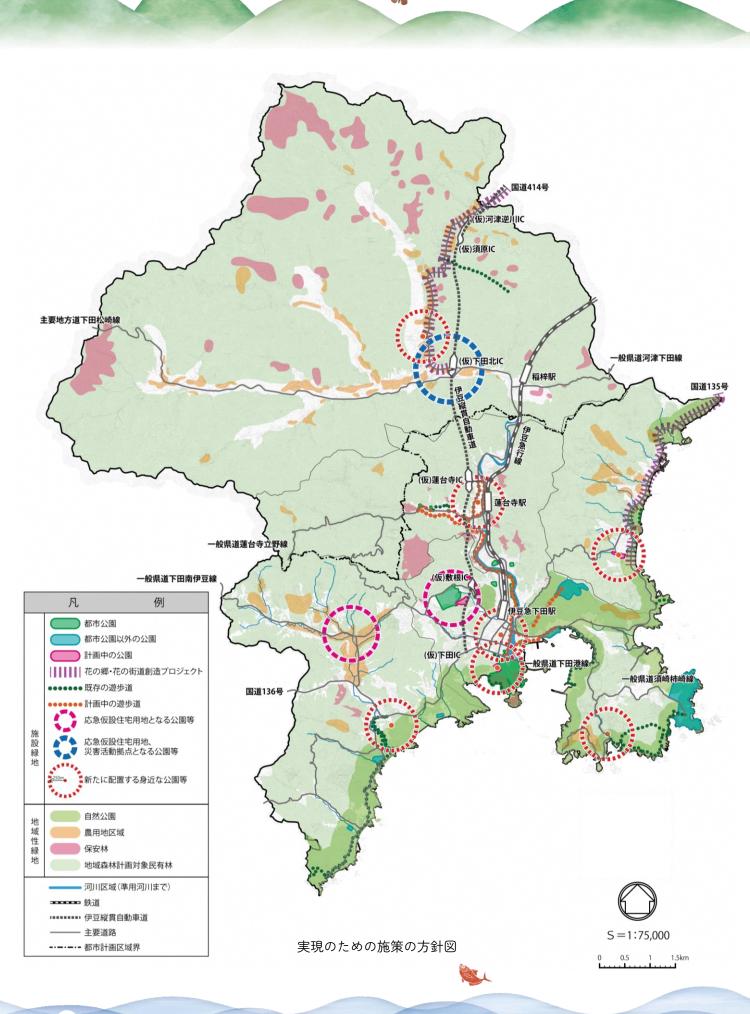
なお、本計画は目標年次を概ね 20 年後とする長期計画であるため、中間年次(10 年後)前後を目途に、事業進捗の検証や計画の見直しを行います。



施策の体系

基本理念	基本方針	緑地の保全及び緑化 の推進のための施策	内容
やさしい暮らし(公園を中心につくる健康で元気な人とまち)下田	子育てを支援する緑を創る		・身近な公園等の確保の計画的な実施
	大 切 す る る る	海辺の避難場所とな る公園を創る	・下田公園の拡張整備と新規の避難集合場所となる公園等の整備による避難場所の確保 ・白浜地域における津波浸水想定区域外への公園等の整備による避難場所の確保 ・浜崎地域における爪木崎自然公園を利用した避難場所の確保検討 ・朝日地域における必要な規模の公園等の確保検討
		仮設住宅用地となる 公園等を創る	・緊急輸送路沿いへの仮設住宅用地の確保検討 ・敷根公園における拡張整備等による仮設住宅用地の確保 ・平坦な農地が多くある朝日地域内への仮設住宅要地として利用できる土地の確保検討
		身近に安心できる場 所を創る	・密集市街地への避難場所・延焼防止帯となるポケットパークの確保 ・敷根公園への避難路として伊豆縦貫自動車道(下田インターチェンジ)の指定
		災害活動拠点となる 場所を創る	・箕作地区への災害活動拠点の確保検討
	下田の誇 りである 美しい を守る	海岸線を守る	・富士箱根伊豆国立公園の指定継続による海岸線の保全 ・海岸線の背景となる樹林地の風致地区・特別緑地保全地区指定の検討
		河川環境を守る	・都市の緑地として今後も良好な状態に保全 ・水辺の生態系の保全
		森林・里山を守る	・既存施策の継続により樹林地の保全 ・「美しい里山づくりプロジェクト」などを通じた適正管理の実施
		農地を守る	・農用地区域等の優良な農地の保全
		まちの背景を守る	・下田富士や双乳山、寝姿山等の風致地区や特別緑地保全地区の指定による保全
	海係戻さめ創る	下田港ウォーターフロ ントの公園化を図る	・海辺のオープンスペースの連続性を活かした民有地も含めた下田港ウォーターフロントの公園化の検討
		クルーズ船の寄港地 を創る	・下田港の改修等によるクルーズ船寄港地化の検討
		下田港とビーチを結 ぶ水運ルートを創る	・下田港を起点とした水運ルートの形成検討
		個性豊かなビーチを 際立たせる緑を創る	・植栽する樹木の種類の例示による各ビーチの個性化
		法規制による海岸沿 いの自然公園内の開 発を適正化する	・海岸線全体の宅地造成工事規制区域化による適正な開発の誘導の検討
	下史伝えまり伝えまりる	歴史的な公園を創る	・蓮台寺地区内の遊休地を活用した公園等の整備
		下田の歴史を伝える 小空間を創る	・空き家、空き地活用によるポケットパークの配置
		文化財となり文化財と 一体となった緑を守る	・国・県・市指定の文化財の継続等による保全 ・文化財ではない社寺の緑の保存樹の指定等による保全
	下田を楽 しめる緑 を創る	レクリエーションの 拠点を創る	・既存公園の整備拡充や新規公園等の整備による自由に利用できる空間の確保
		歩いて巡ることので きるルートを創る	・歩いて楽しめるルートの設定 ・ルート中への休憩場所となるポケットパークの整備
		自然環境を楽しめる ルートを創る	・自然観察や野外活動等の拠点の整備・保全 ・自然地や河川沿いへの自然観察路の整備
		海岸線やビーチの魅 力を高める緑を創る	・貴重な植生の保護 ・親水性に配慮した公園・緑地等の整備
		花の名所となる場所 を創る	・観光利用の促進のための花の名所となる公園等の配置 ・花の郷・花の街道創造プロジェクトの推進
		公共施設の緑化を進 める	・山、公園、文化財などとの景観的な調和を図るための緑化推進 ・沿道部の高木の保全と高木植栽の推進







* *

